

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取扱いは、次による。

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合、床面積に算入するかどうかは、当該部分が屋内的用途（居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納等の用途をいう。以下同じ。）に供する部分であるかどうかにより判断する。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は床面積に算入しない。

ただし、自動車車庫、車路、駐輪場、作業場、倉庫及び洗濯干し場等に利用する場合は、その部分を床面積に算入する。

次の条件を全てを満たす場合は、「十分に外気に開放され」として取り扱う。

ア 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該（ピロティ）部分の外周の2分の1以上である。

イ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上である。

ウ ピロティ部分が風雨を防ぎ得る相当の壁がない状態で接する道路や公共的空地と一体の空間を形成し、常時人の通行が可能な状態であること。

なお、フェンス（装飾フェンスを含む。）は、開放を妨げるものではなく、腰壁等としては取り扱わない。

※「十分に外気に開放され」の解釈については、鈴鹿市建築指導課と同様に屋外階段の基準を流用し運用する。

(2) ポーチ（第3-2図参照）

原則として床面積に算入しない。ただし、シャッター、扉、フェンス等を常設し、その部分を閉鎖的に区画したり、出入りに必要な大きさを超える場合のほか、出入導線と関係性のない空間等は、物置や車庫等に利用される可能性があるため「屋内的用途に供する部分」とみなして、床面積に算入する。

※ 寄り付き型はおおむね、幅と奥行きが1：1の比率程度

(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3-3図参照）

ピロティに準ずる。

なお、避難経路等に該当するが、公共性のないピロティ部分は、開放性ピロティとして、(4)吹きさらしの廊下に準じて、幅2mまでを床面積に算入しない。

(4) 吹きさらしの廊下（第3-4図～第3-6図参照）

ア 外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

※ ここに定める条件を満たす廊下のように、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものについては原則として床面積に算入しない。ただし、幅が2m（芯々）を超える廊下は、その部分を自転車置き場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定し得るため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分については床面積に算入する。

イ 吹きさらしの廊下に、柵等の囲いで区画することで、アの条件を満たさない部分がある場合は、当該区画した部分は吹きさらしの廊下といえず、床面積に算入する。

ウ 住戸出入口の前面やエレベータ出入口の前面に設ける防風スクリーン（幅2m以下かつ1住戸の幅の3分の1以下）や柱等であって、必要と認める範囲については、その設置にかかわらず「外気に有効に開放されている部分」とみなして差し支えない。

エ 屋根、庇のない廊下部分は、そもそも床面積に算入されないものであるが、幅2mを超える部分の算定については、屋根のある部分を対象として、直上の手すり壁等の中心線から幅2mを超える部分を床面積算入部分として取り扱う。

オ 「外気に有効に開放されている部分」とは、一般的には隣地境界線から有効1m以上、同一の敷地内の他の建築物の部分又は当該建築物の他の部分から2m以上離れた部分をいう。この場合において、当該規定は、隣地にいかなる建築物が建つか想定し得ないため、一定距離の確保をもって開放性を担保するものであるため、将来にわたり、隣地が空地として担保される公共的空地には、隣地境界線までの距離を考慮しなくても差し支えない。

(5) バルコニー・ベランダ（第3-7図参照）

(4)吹きさらしの廊下に準じる。

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

(6) 屋外階段（第3-8図～第3-10図参照）

次のア、イに該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

なお、「外気に有効に開放されている部分」の取扱いは、吹きさらしの廊下に準じる。

ア 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上である。

イ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上である。

(7) 屋外階段部分が接する開放廊下部分（第3-11図～第3-14図参照）

屋外階段部分が床面積不算入の場合は、それに接する廊下部分は、吹きさらしの廊下とみなして床面積には算入しない。

(8) 屋外階段の周長の算定（第3-15図参照）

基準階などで屋外階段の踊場の機能を有する廊下等の部分は、屋外階段の周長 $2(a + b_1)$ に含む。

なお、踊場部分と廊下の寸法は、階段に必要な有効寸法 b_2 を採用することは、法の趣旨から支障がないと考えられる。

(9) 屋内階段（第3-16図参照）

階段・踊場の水平投影面積（階段が設置された上階へ算入）は、床面積に算入する。

ただし、一回転を超え水平投影面積で重複する部分は、床面積に算入しない。

階段は、設置された上階に属するものとして算定する。

最下部は、原則として屋内の用途に供する部分であるかにかかわらず、存する階への床面積に算入する。

(10) エレベータシャフト（第3-17図参照）

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(11) パイプシャフト、ダクトスペース・煙突（第3-18図参照）

ア 各階において床面積に算入する。

イ 煙突は、パイプシャフトと異なり、各階で利用するものではないため、床面積に算入しない。

ただし、屋根に相当する部分があるその最下階は床面積に算入する。

(12) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット（第3-19図参照）

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの（保守点検のための空間がおおむね0.6mから1.5m程度で、当該部分への出入りがタラップ等によるなど他の用途に使用されるおそれのないものをいう。）は、床面積に算入しない。

なお、当該部分に給水や揚水ポンプを設置し、又は制御盤を置く等、保守点検用の空間を超えて使用される場合には床面積に算入する。

(13) 出窓（第3-20図～第3-22図参照）

次の各号に定める構造の出窓は、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30cm以上である。

イ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していない。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓である。

(14) 機械式駐車場（第3-23図、第3-24図参照）

ア 吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分は、1台につき15㎡を、床面積として算定する。床としての認識が可能な形状の部分は、通常の算定方法による。

※自動車1台当たり幅2.5m・長さ6m、すなわち所要面積 $2.5\text{m} \times 6 = 15\text{㎡}$ と想定している。

イ 建築物の内部に設ける機械式自動車車庫について

(ア) 第1層目の駐車部分は床として認識できるので、壁その他の区画の中心線で囲まれる水平投影面積を床面積とする。

第2層目より上層は、床として認識が困難なことから、駐車台数に15㎡を乗じて算定した数値を床面積とする。

(イ) 準工作物等として扱われる機械式自動車車庫の築造面積について、上記を準用する。

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

- (15) 機械式自転車車庫（第3-25図参照）
床として認識することが困難な形状の部分は、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。床としての認識が可能な形状の部分は、通常の算定方法による。
なお、2段式やラック式については、上段部分等が1台につき、1.2㎡を加算し算入する。
※自転車1台当たり幅0.6m・長さ2m、すなわち所要面積 $0.6 \times 2 = 1.2$ ㎡と想定している。

- (16) 特殊な倉庫（第3-1表参照）

第3-1表

種別	ラック式倉庫 (立体自動倉庫)	物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行い通常人の出入りが少ない倉庫	① 階数は1とする。 ② 床面積は、ラックを設置している部分の高さ5mごとに床があるものとして床面積の合計を算定する。
	多層式倉庫	内部で人が物品の出し入れ等の作業を行う部分が重層的に設けられている倉庫	① 階数は、人の作業可能な部分を通常の床とみなして、その部分を階として算定する。 ② 人が作業可能な部分を通常の床とみなして、その部分の床面積の合計を算定する。

- (17) 体育館等のギャラリー・キャットウォーク等（第3-26図参照）
ア ギャラリー等は、原則として床面積に算入する。
イ キャットウォークの類（幅1m程度以下）で他の用途に使用されるおそれのない場合は、床面積には算入しない。
- (18) エキスパンションジョイント
エキスパンションジョイントと接続部分の壁とを合わせた部分を1つの区画とみなし、床面積に算入する。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

- (1) 倉庫内に設ける積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入する。（第3-27図参照）
- (2) ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について
ア ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次による。
(ア) ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階床面積の合計により算定する。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。）については、当該部分の水平投影面積により算定する。（第3-28図参照）
(イ) ラック式倉庫のうち、次のa又はbのいずれかに該当するものは、次の(a)、(b)により算定する。
a ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。）又は随時閉鎖式（随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。）のものに限る。）で区画するもの
b ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空道を保有するもの
(a) ラック等を設けた部分の面積により算定する。（第3-29図参照）
(b) 当該算定方法により政令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあっては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りる。この場合において、政令第12条第4項の規定の適用については、ラック等を設けた部分のみの倉庫の構造により、倍読み、3倍読みを判断して差し支えない。（第3-30図参照）
(ウ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、政令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しない取り扱いとする。
イ ラック式倉庫の天井の高さ算定は次による。
(ア) ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあっては、屋根の下面。以下同じ。）の高さは、原則として当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定する。

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

- (イ) ユニット式ラック等を用いたラック式倉庫のうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないものであって、ラック等の設置状況等から勘案して、初期消火、本格消火等に支障がないと認められるものにあっては、ラック等の高さにより算定することができる。
- ウ 自動式ラックは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）は、階層ごとに床があるものとして算定する。
- (3) 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分（この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次による。
- ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は床面積に算入する。ただし、次により防火上有効に区画する場合は、修理又は整備の用に供される部分から除いて差し支えない。（第3-31図参照）
- (ア) 準耐火構造の床又は壁で区画し、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。
- (イ) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (ウ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (オ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇は床面積に算入しない。
- (4) 駐車場の用に供する部分の床面積等は、次による。
- ア 車路は、床面積に算入する。ただし、上部が開放された部分は、算入しない。
- イ 駐車場の用に供しない部分を介して2か所以上の駐車場の用に供する場合は、それぞれの駐車場の用に供する部分（駐車場の用に供する部分と駐車場の用に供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算定する。（第3-32図参照）
- ウ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。以下同じ。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）の床面積は、水平投影面積を床面積として算入する。（第3-33図参照）
- エ 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車場の用に供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入する。（第3-34図参照）
- オ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6m未満となるものについては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。（第3-35図参照）
- なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおり。（第3-36図参照）
- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とする。
- (イ) 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させる。
- (ウ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けない。
- (エ) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合は、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋める（雨水処理のための排水管を除く。）。
- (5) 修理又は整備の用に供される部分及び駐車場の用に供する部分が隣接する場合、これらの部分は一般火災の特性と自動車の燃料タンク内のガソリン又は軽油による火災の特性の両方を有しており出火危険及び延焼危険が高く、かつ、消火困難性を有するから、(3)及び(4)のとおり算定し床面積を合算する。ただし、(4)イに定める区画を有する場合は、それぞれの部分ごとに床面積を算定する。
- (6) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによる。ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものについては、次のイによる。
- ア 不燃区画された部分の場合（第3-37図参照）
- 不燃材料で造られた壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（この項

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

において「不燃区画」という。)の床面積とする。この場合において、当該不燃区画に設ける開口部は、次によること。

- (ア) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸とすること。ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものをを用いることが困難な場合は、随時閉鎖式の防火戸とすることができる。
- (イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- (エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (オ) 屋外に面する開口部に、防火設備を設けること。

イ 水平投影による部分の場合（第3-38図参照）

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とする。この場合において、水平投影による部分は、次による。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器を2か所以上設置する場合は、合計した面積とする。（水平投影による部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）
- (イ) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とする。この場合、当該壁に開口部を設ける場合は、アによる防火設備を設けること。

- (7) 鉄道の停車場で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホームは、床面積に算入しない。ただし、上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けるものを除く。（第3-39図参照）

- (8) 鉄道の地下停車場の床面積は、次により算定する。（第3-40図参照）

ア 改札口内は、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外の地下道は、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分算入する。ただし、20m以内に常時閉鎖式又は随時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火設備のうちの防火戸（以下「特定防火戸」という。）で区画する場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとする。

- (9) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しない。ただし、収容人員は、当該観覧席の部分を含めて算定する。

(10) 準地下街の範囲

(16の3)項に規定する防火対象物（この項において「準地下街」という。）の床面積は、次により算定する。

ア 準地下街の地下道は、建築物の地階の各部分から歩行距離が10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分算入する。ただし、当該地下道に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸を設置する場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとする。

イ (16の3)項の規定中「建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの」には、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開口部（建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。）の面積（常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸を有する開口部にあつては、当該開口部の面積の2分の1の面積とする。）の合計（相互間の歩行距離が20m以内の距離に存する開口部の面積の合計をいう。）が40㎡以上となるものが該当する。（第3-41図参照）

ウ 鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であつて、当該部分を耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火戸で区画する区域は、(16の3)項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱う。

- (11) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定する。（第3-42図参照）

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準による。

- (12) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたり、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画する場合は、当該部分ごとに床面積を算定する。（第3-43図参照）

(13) 基準面積の算定等

ア 政令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計（省令第13条の5の2に掲げる防火上有効な措置

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

が講じられた構造を有する部分以外の部分の床面積の合計）（この項において「基準面積」という。）の算定は、**第3-44図**の例のとおりとする。

イ 省令第13条の5の2括弧書きに規定する「当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。」とは、**第3-45図**の例に示すとおり、防火対象物の延べ面積の2分の1を基準面積の上限とする。したがって、延べ面積が2,000㎡以上の防火対象物には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置してはならない。

ウ 一の防火対象物に(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、政令第9条の規定の適用により、それぞれの用途に供される部分を一の防火対象物とみなし、当該一の防火対象物における基準面積がそれぞれ1,000㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。（**第3-46図**参照）

エ 省令第13条の5の2に規定する防火上の措置が講じられた構造を有する部分とは、次のとおり。

(ア) 省令第13条の5の2第2号イに掲げる防火上の措置が講じられた部分は、**第3-47図**（準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例）のとおり。

なお、同号イに規定する「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限り。）及び防火ダンパーを設けたダクトの貫通部は含まない（(イ)において同じ。）。

(イ) 省令第13条の5の2第2号ロに掲げる防火上の措置が講じられた部分は、**第3-47図**（不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例）のとおり。

同号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」とは、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）をいうものではない。

また、同号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」には、省令第13条第3項各号（第6号を除く。）に規定する廊下、便所等の部分（スプリンクラーヘッドの設置を要しないとされる部分）も含まれる。

このため、不燃区画された部分を防火上の措置が講じられた構造を有する部分として扱うためには、**第3-47図**の例のように、「当該部分に隣接する部分」に該当する廊下、便所等についても、政令第12条第2項の規定に準じてスプリンクラー設備を設置する必要がある。

なお、居室等に設けるスプリンクラー設備の有効範囲内に、そもそも「当該部分に隣接する部分」が含まれる場合には、別途、スプリンクラー設備を設ける必要はない。

このことは政令第12条第3項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様の扱いとする。

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分に、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

政令第12条第1項第1号及び第9号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、政令第11条第1項又は第2項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならない。（**第3-48図**参照）

カ 防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分が存する場合

第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い第8により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（この項において「住宅部分」という。）が存するもののうち、政令別表対象物用途部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものは、全体を政令別表対象物として取り扱うとされているが、次に掲げるすべての条件に該当する場合は、当該住宅部分に係る床面積を除いた基準面積が1,000㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。（**第3-49図**、**第3-50図**参照）また、上記の防火対象物に係る政令第11条第2項の規定についても、当該住宅部分に係る床面積を除いた数値により、屋内消火栓設備の設置の要否を判断する。

(ア) 主要構造部が、準耐火構造である。

(イ) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されている。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第23条第4項第1号二に掲げる場所を除き、煙感知器が設置されている。

(ウ) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されている。

(エ) 住宅部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（この項において「非住宅部分」という。）が存しない。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限り。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

3 階数の算定

消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次による。

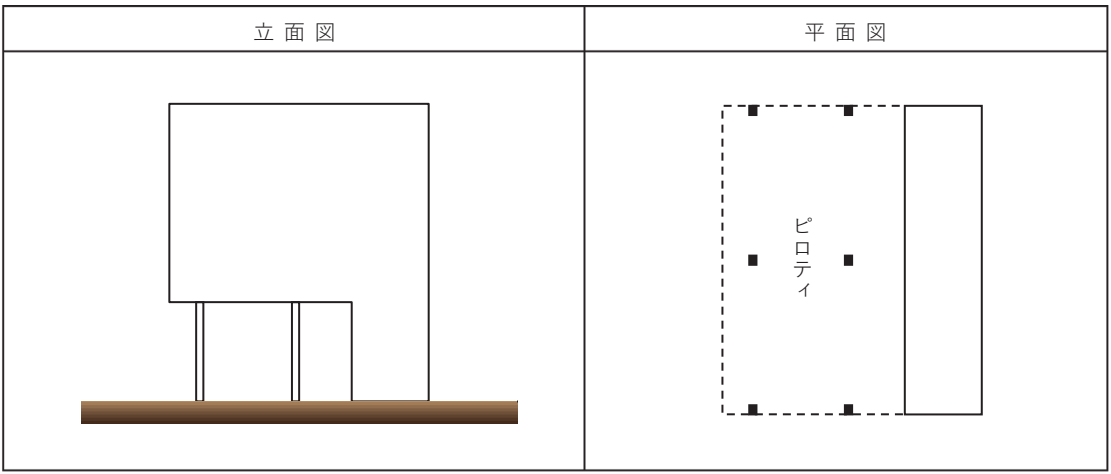
第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

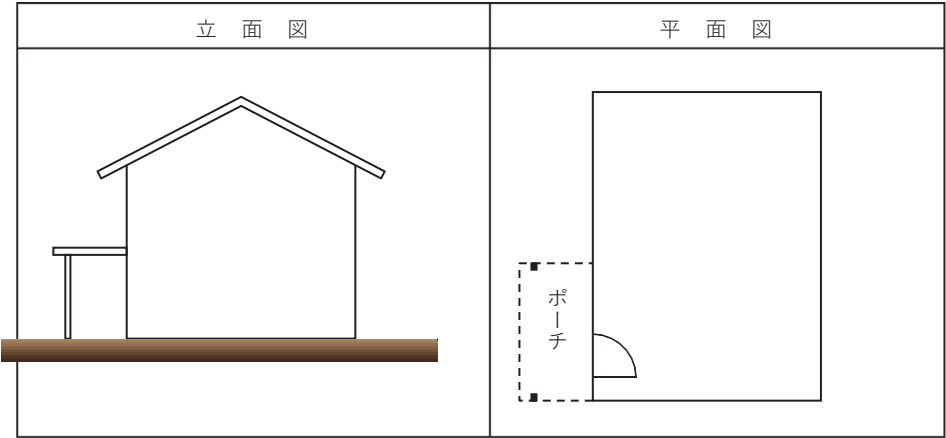
- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定する。この場合の一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断する。
- (2) 吊上げ式車庫の階数は1とする。
- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じるなど当該建設物の同一階が部分により階数を異にするものは、当該階の最大の部分を占める階数を当該階数として扱う。（第3-51図参照）

第2章 防火対象物

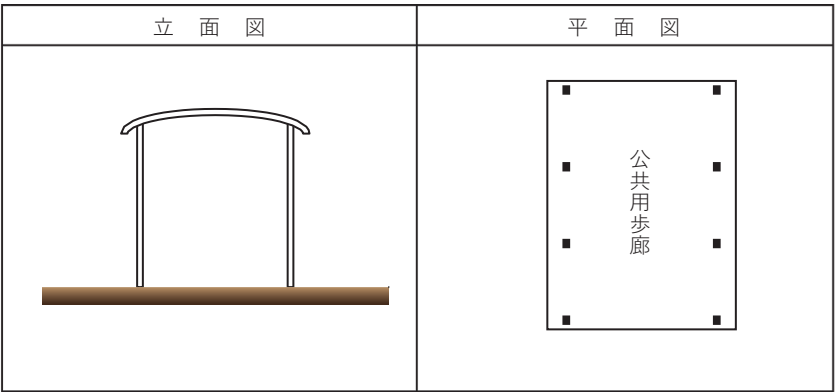
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



第3-1図



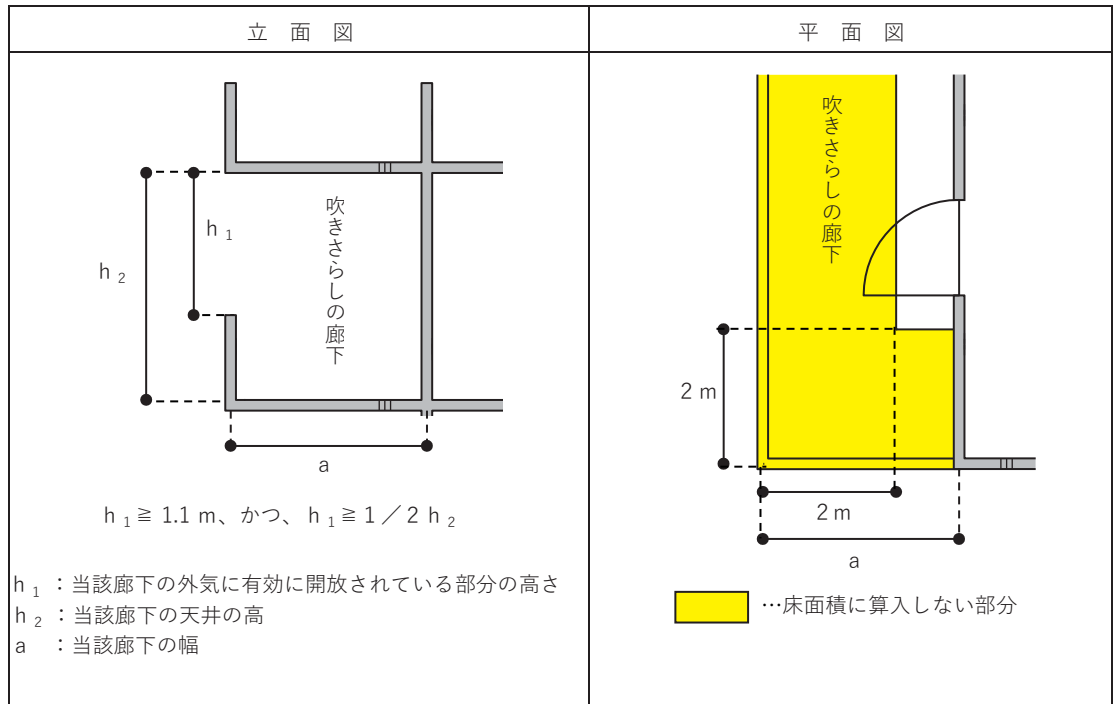
第3-2図



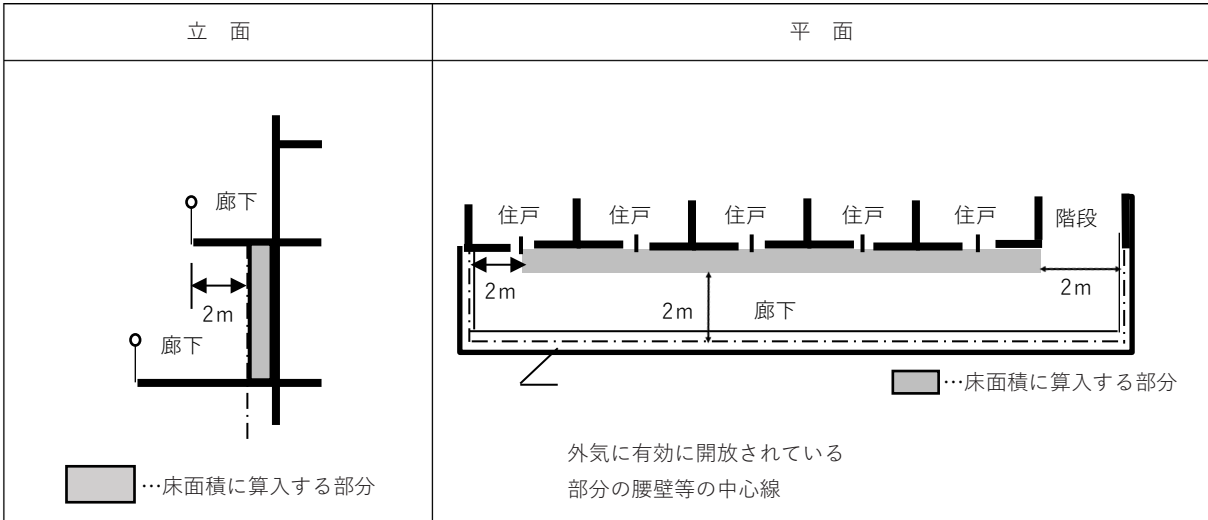
第3-3図

第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

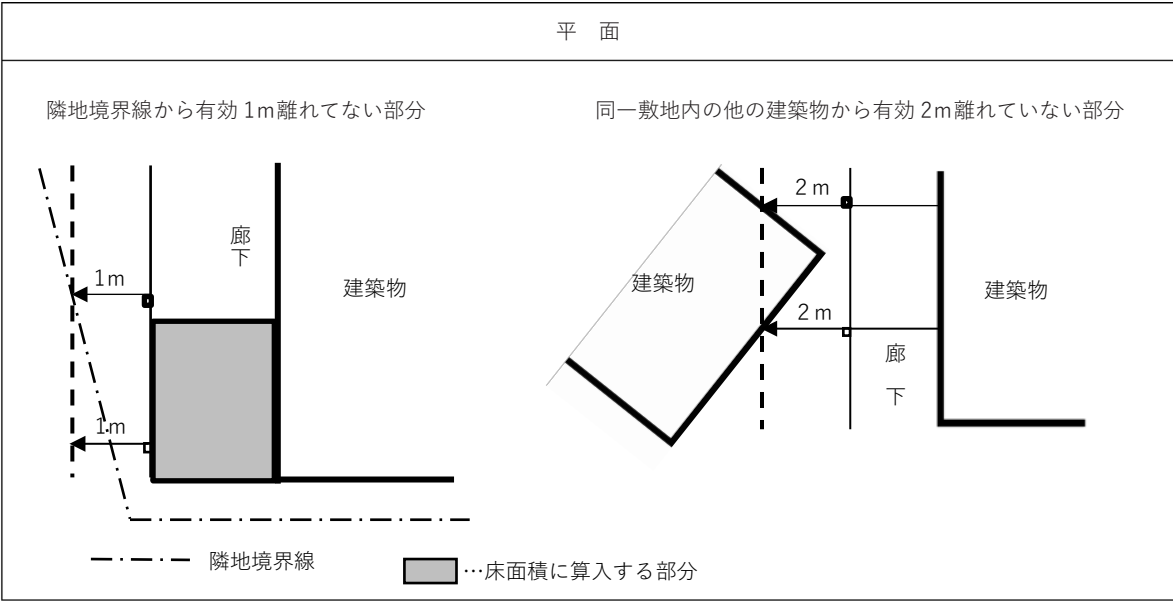


第3-4図



第3-5図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



第 3 - 6 図

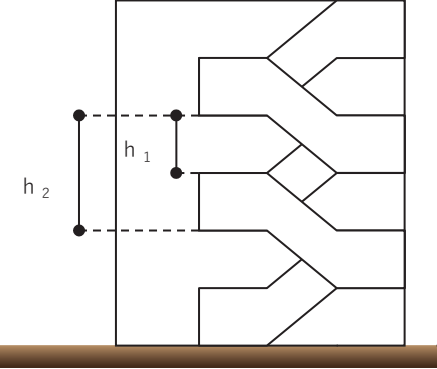
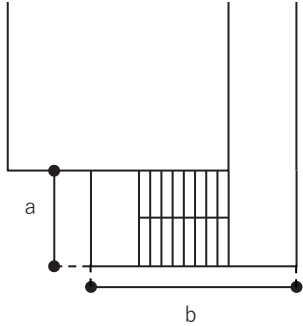
立 面	平 面	床面積に算入しない
住戸 バルコニー h_1 h_2 a	住戸 住戸 バルコニー a h_2	$h_1 \geq 1.1\text{m}$かつ $h_1 \geq 1/2 \times h_2$ a : 2m までの部分 (手すり壁から) (吹きさらしの 廊下に準ずる) h_1 : 当該バルコニーの 外気に有効に開放 されている部分の 高さ h_2 : 当該バルコニーの 天井の高さ a : 当該バルコニーの幅

床面積に算入する	考 え 方
左記以外の部分	バルコニー・ベランダについては、「吹きさらし廊下」に準じて扱われる。 バルコニー ベランダ 屋内 屋内 2m 2m ■ …床面積に算入する部分

第 3 - 7 図

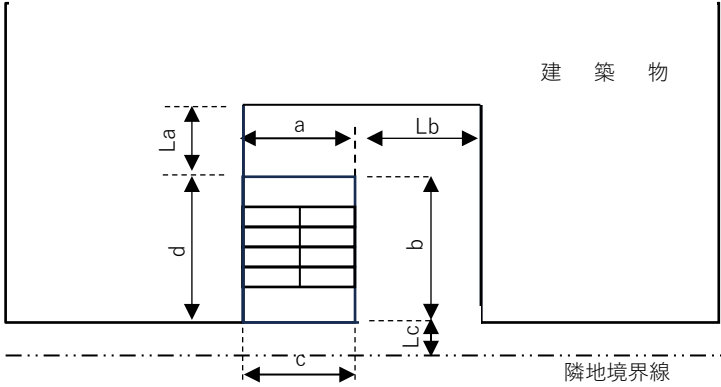
第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

立 面 図	平 面 図
 ○イに関する部分 $h_1 \geq 1.1\text{m}$、かつ、$h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の長さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	 ○アに関する部分 外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times 2(a + b)$

第 3-8 図

【図表 1】屋外階段—外気に有効に開放されている部分①

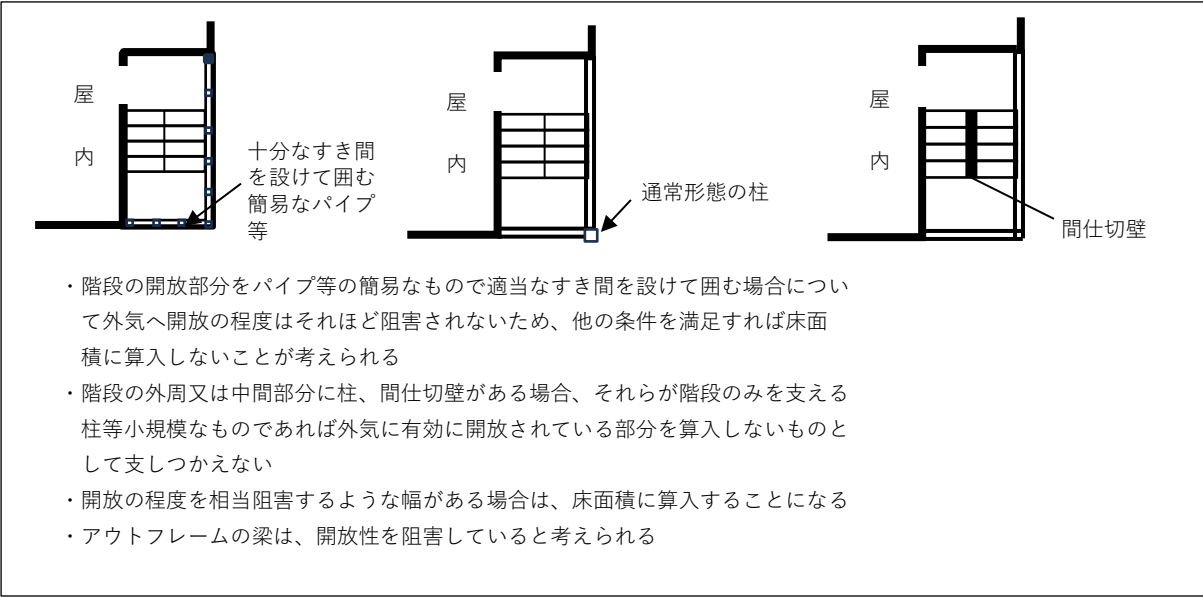

① $La < 2\text{m}$、$Lb \geq 2\text{m}$、$Lc \geq 1\text{m}$(50 cm*) の場合 b、c が外気に有効に開放されている部分とみなされ、これらの長さの合計は周長の 1/2 あるので、当該階段は床面積に算入されない * 都市部では隣地 50 cm 以上で取り扱われている ② $Lb < 2\text{m}$ の場合 (1m*) 外気に有効に開放されている部分は、周長の 1/2 に満たないから、当該階段は床面積に算入される * 同一建物は防火避難の 1m 以上を活用する考え方もある

第 3-9 図

第2章 防火対象物

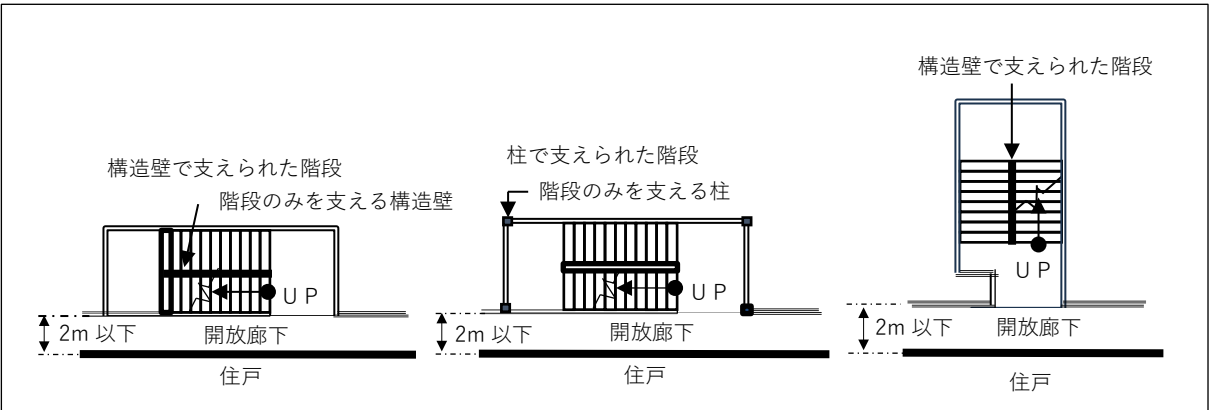
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

【図表 2】屋外階段―外気に有効に開放されている部分②



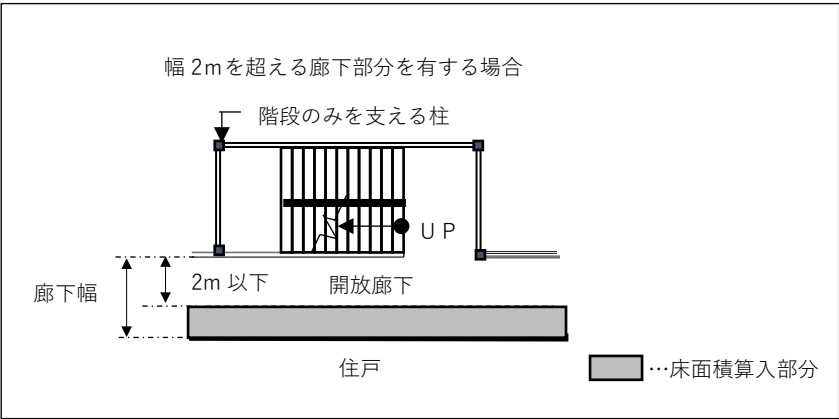
第 3-10 図

①階段部分が床面積算入の屋外階段の事例



第 3-11 図

② 幅 2mを超える廊下部分を有する事例

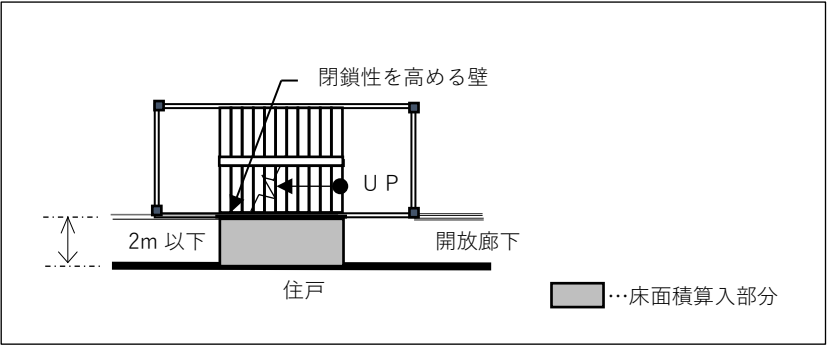


第 3-12 図

第2章 防火対象物

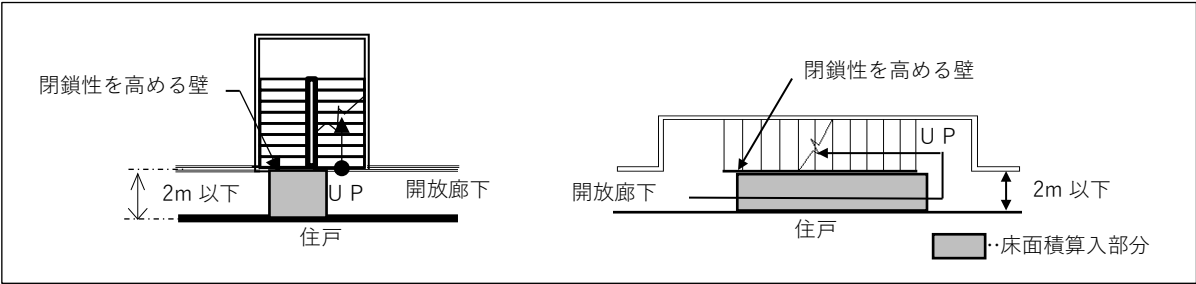
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

③ 階段と廊下が接する部分に壁が設けられており、廊下の閉鎖性が高い事例

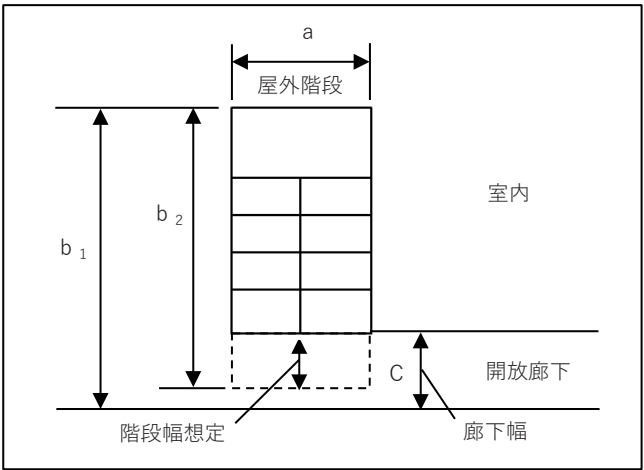


第 3-13 図

④ 階段の踊り場と廊下が兼用されている事例



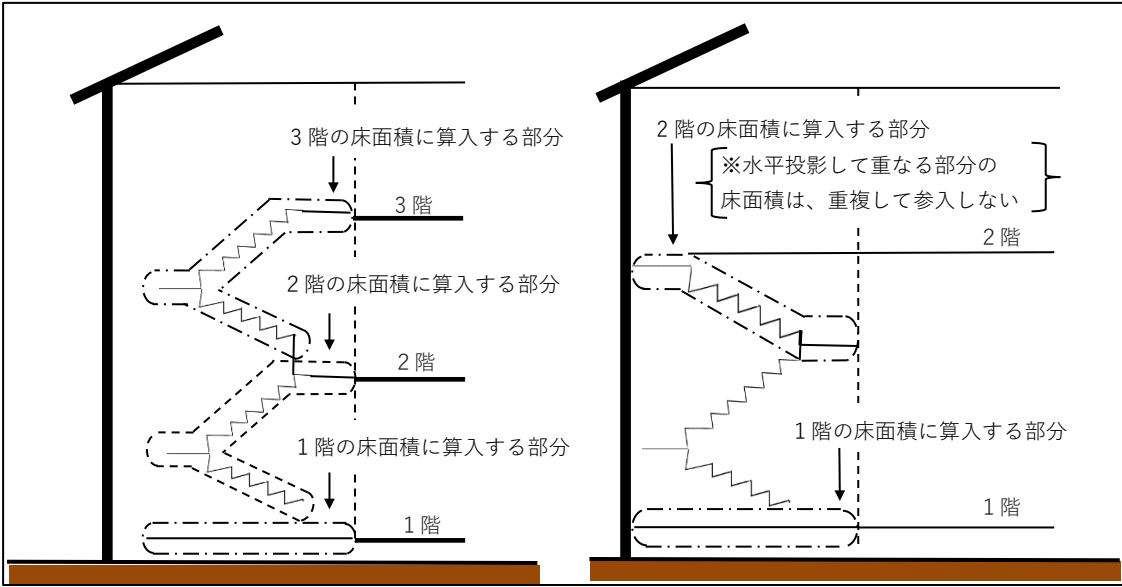
第 3-14 図



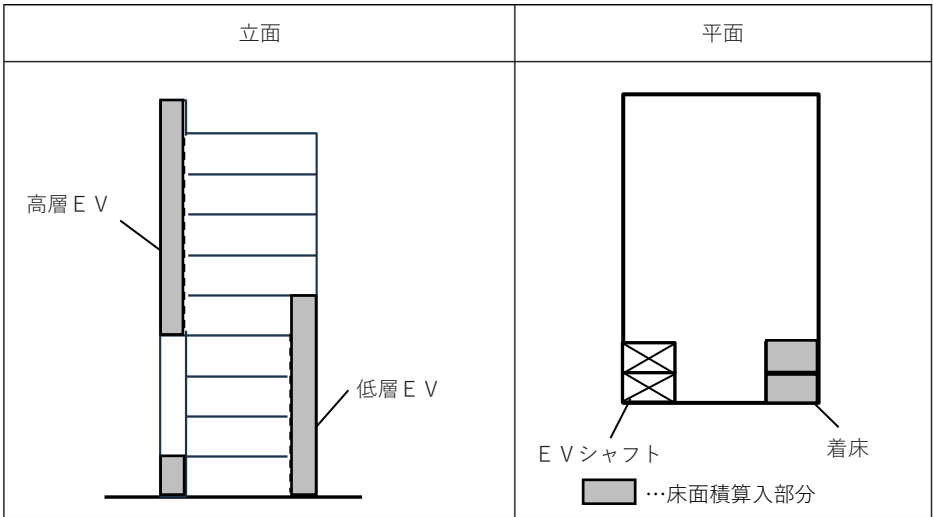
第 3-15 図

第2章 防火対象物

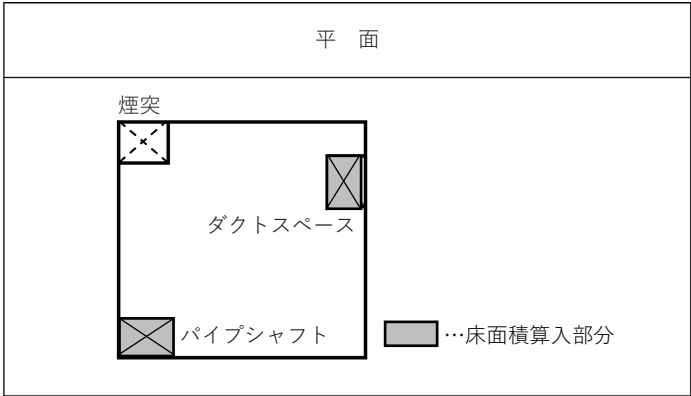
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



第 3-16 図

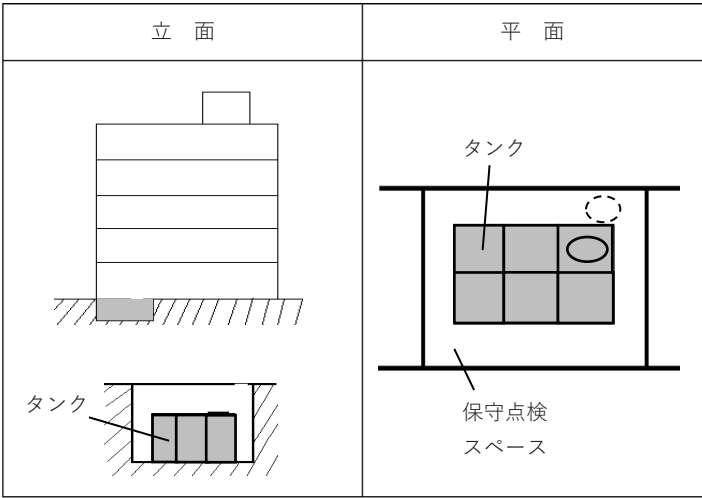


第 3-17 図



第 3-18 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

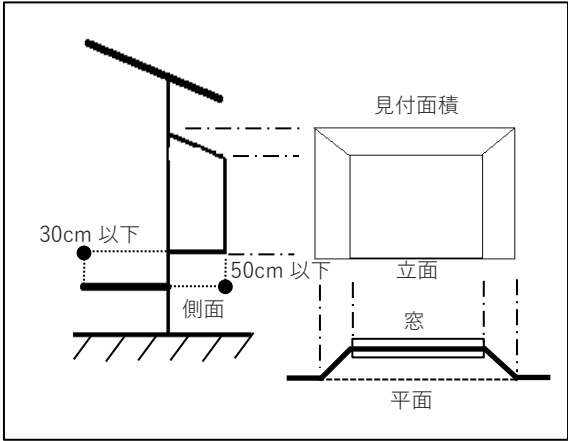


第3-19図

立面	平面	床面積に参入しない	床面積に参入する	考え方
		① $h \geq 30\text{cm}$ ② $d \leq 50\text{cm}$ ③ 見付面積 1/2 以上の窓 ①～③すべてを満たす窓 $(W_1 \times H_1 \geq W_2 \times H_2 \times 1/2)$ h : 下端の床面からの高さ d : 周囲の外壁面からの水平距離	左記以外のもの	① 「下端の床面からの高さ」(立面の図表内 h) の下端は、室内の上面でとる。 ② 見付面積のとり方は、【図表3】の色アミ部分の面積(鉛直投影面積)でとる。

第3-20図

出窓の見付面積

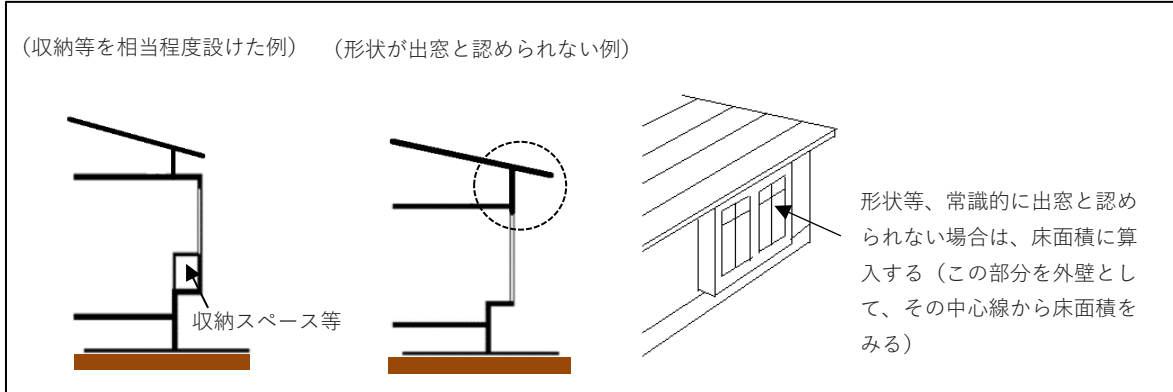


第3-21図

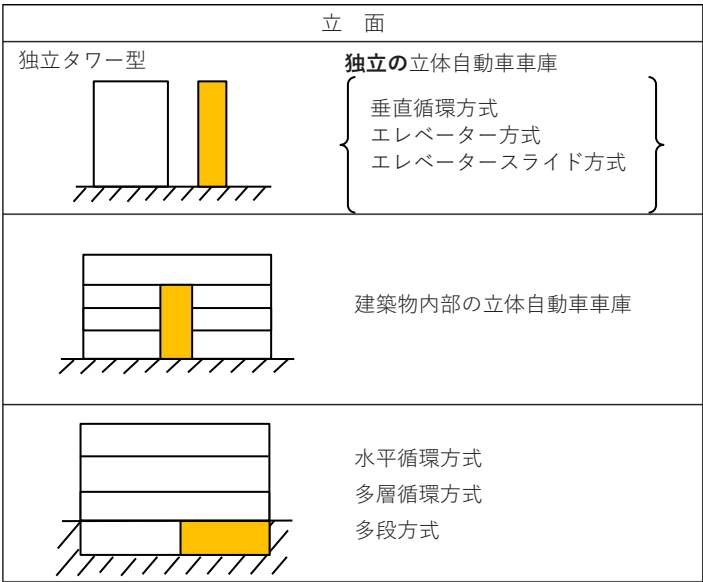
第2章 防火対象物

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

出窓と認められない例

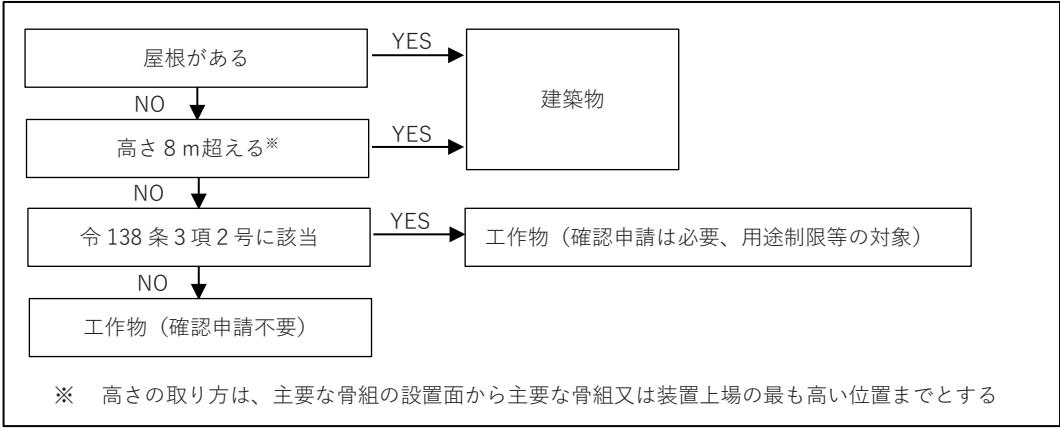


第3-22 図



第3-23 図

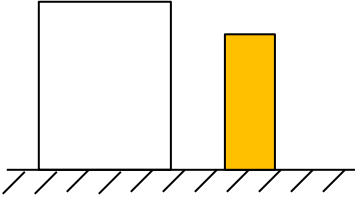
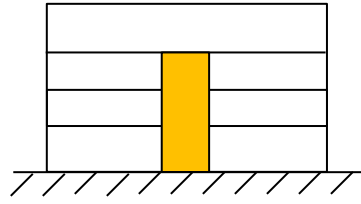
屋根を有しない機械式自動車車庫（屋外設置）の建築物・工作物の判断フロー



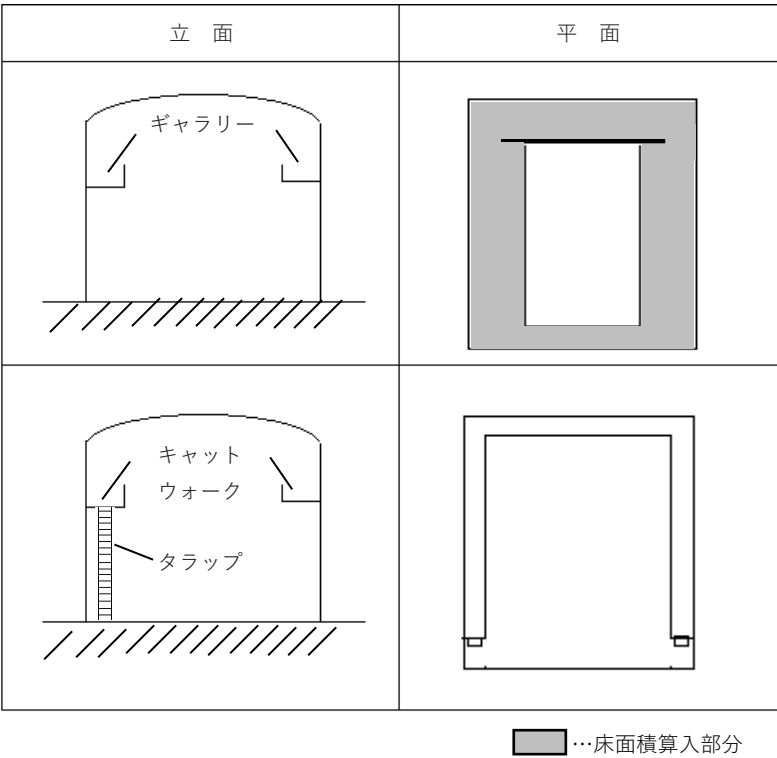
第3-24 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

特殊な倉庫

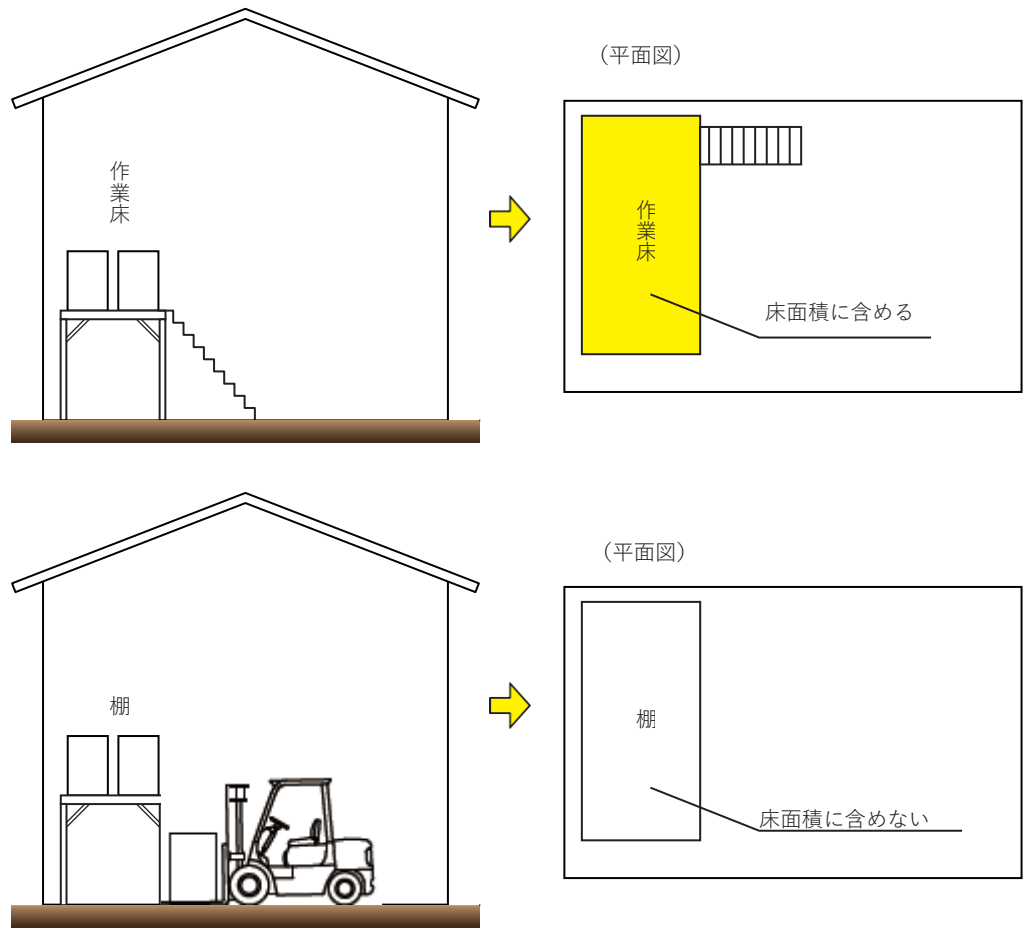
立 面	種 別	床面積に参入する
	独立の 立体駐輪場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式	床として認識することが困難なものは、 駐輪台数1台につき1.2㎡として床面積 を算定する
	立体駐輪場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベータースライド方式	床として認識することが困難なものは、 設置階の壁、その他の区画の中心線で囲 まれる部分の水平投影面積に、駐輪場の 2段目以上の駐輪台数に1.2㎡を乗じて 算出した数値を合算して床面積とする

第3-25 図

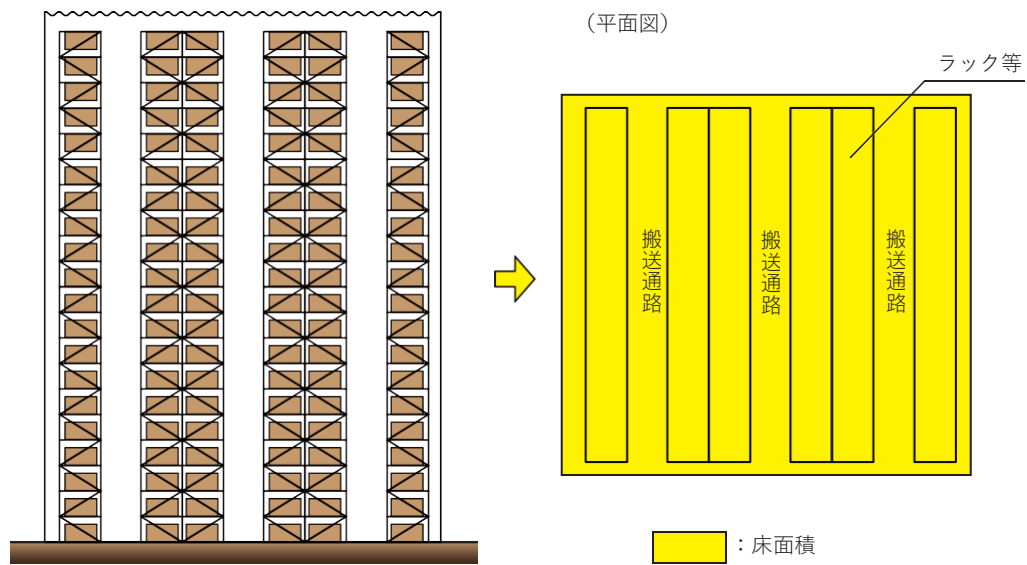


第3-26 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

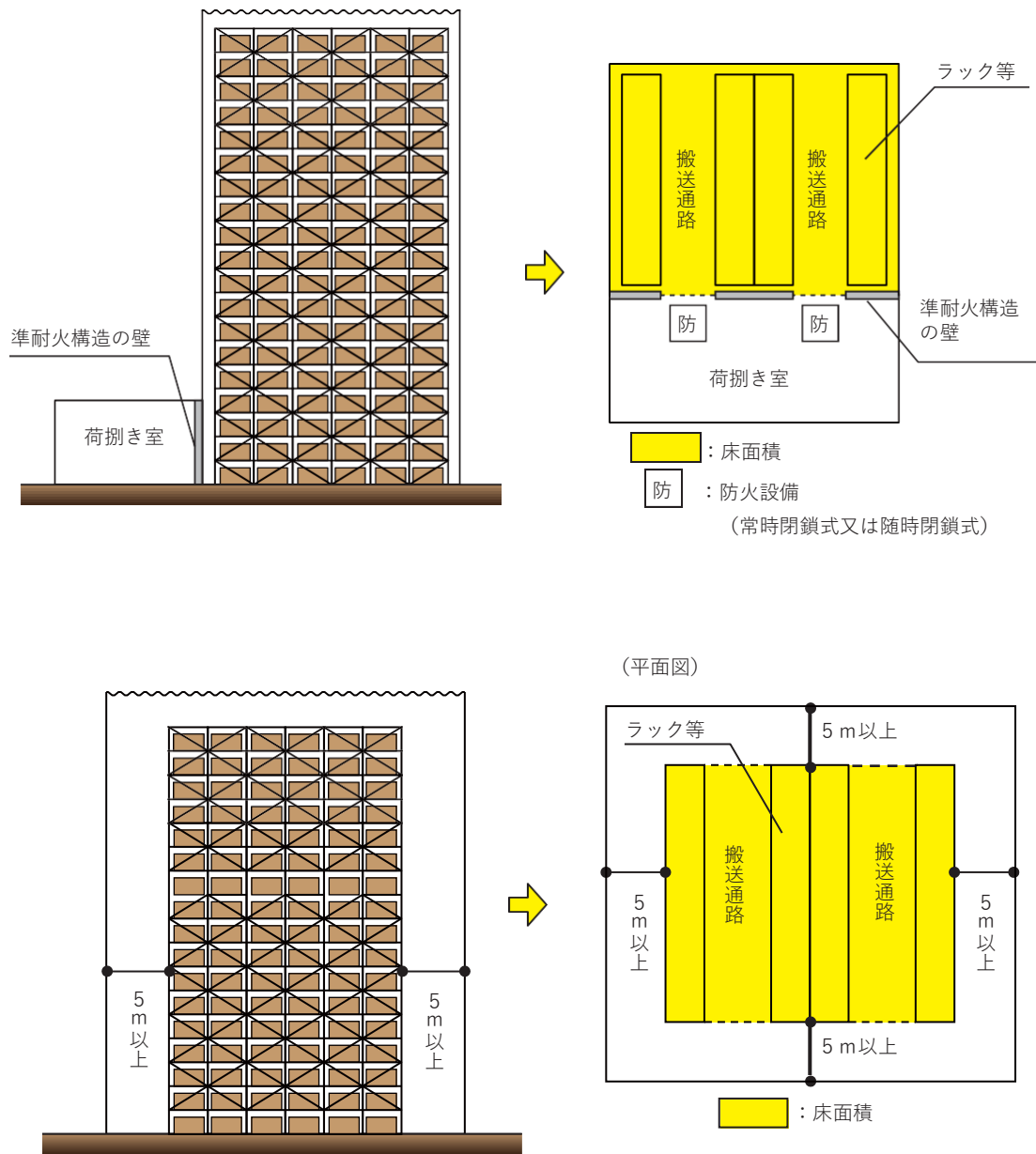


第 3-27 図



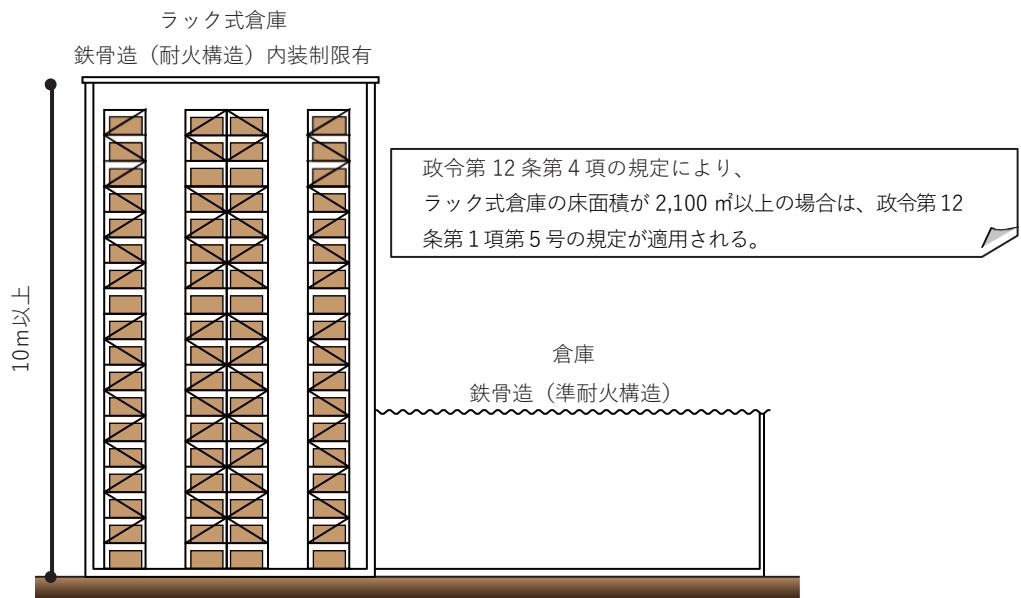
第 3-28 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

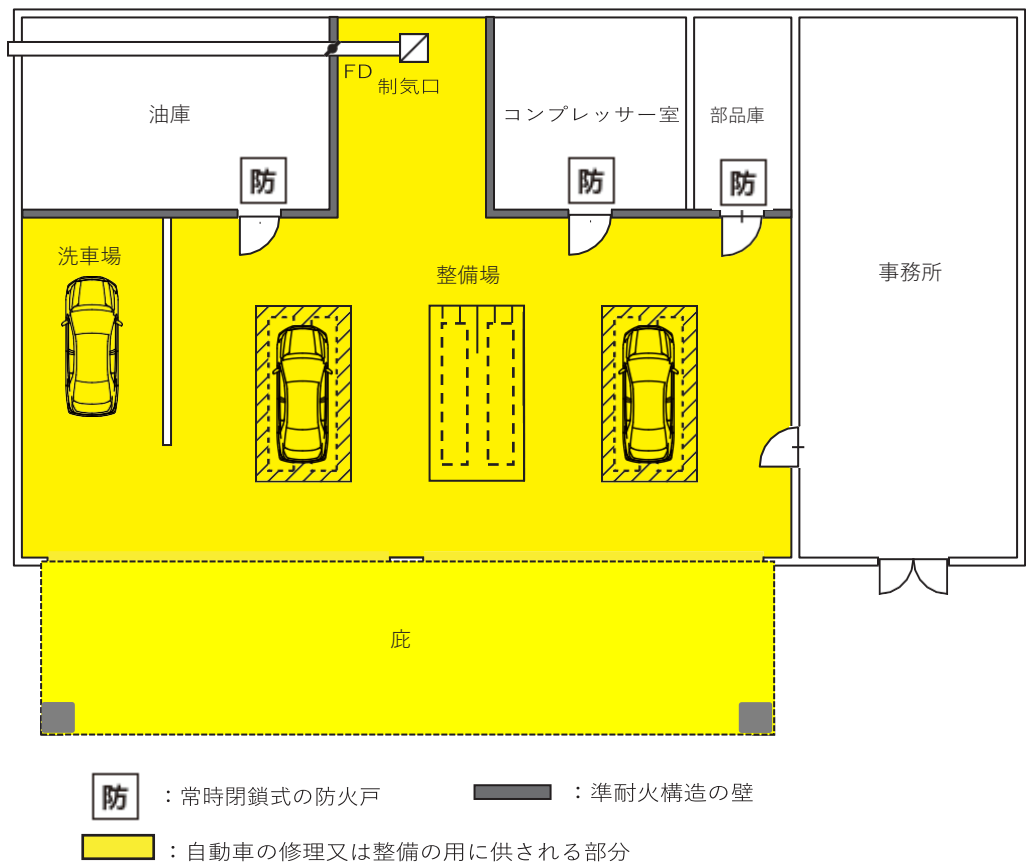


第 3-29 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



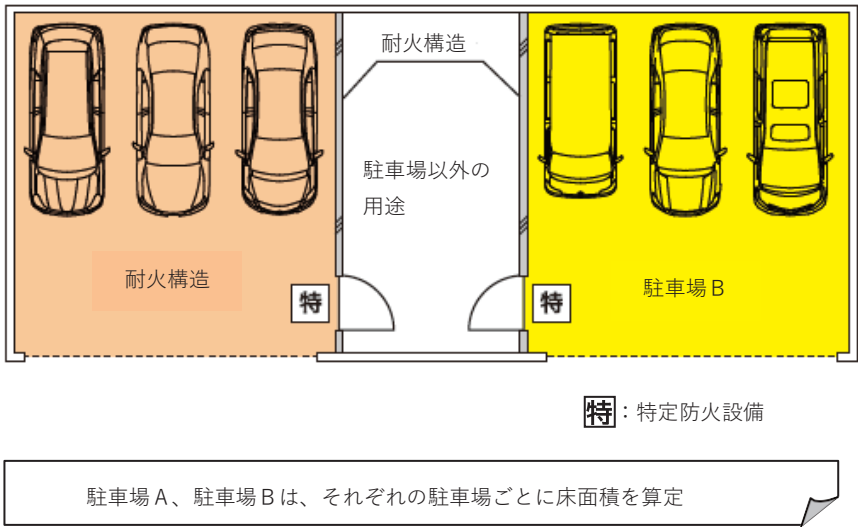
第3-30図



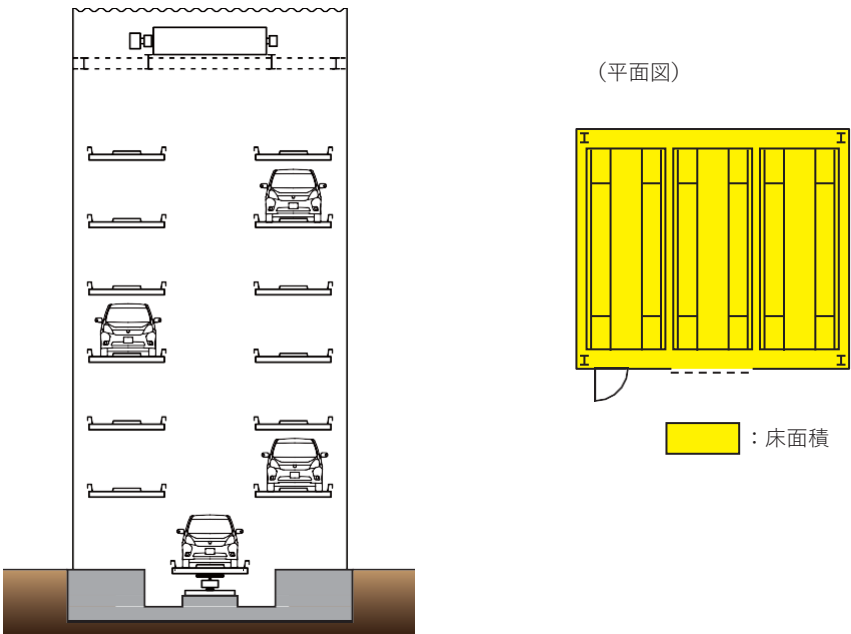
庇等の部分に床面積が生じた場合、その床面積を含めた合計の面積とし、基準以上となった場合は政令第13条が適用される。

第3-31図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

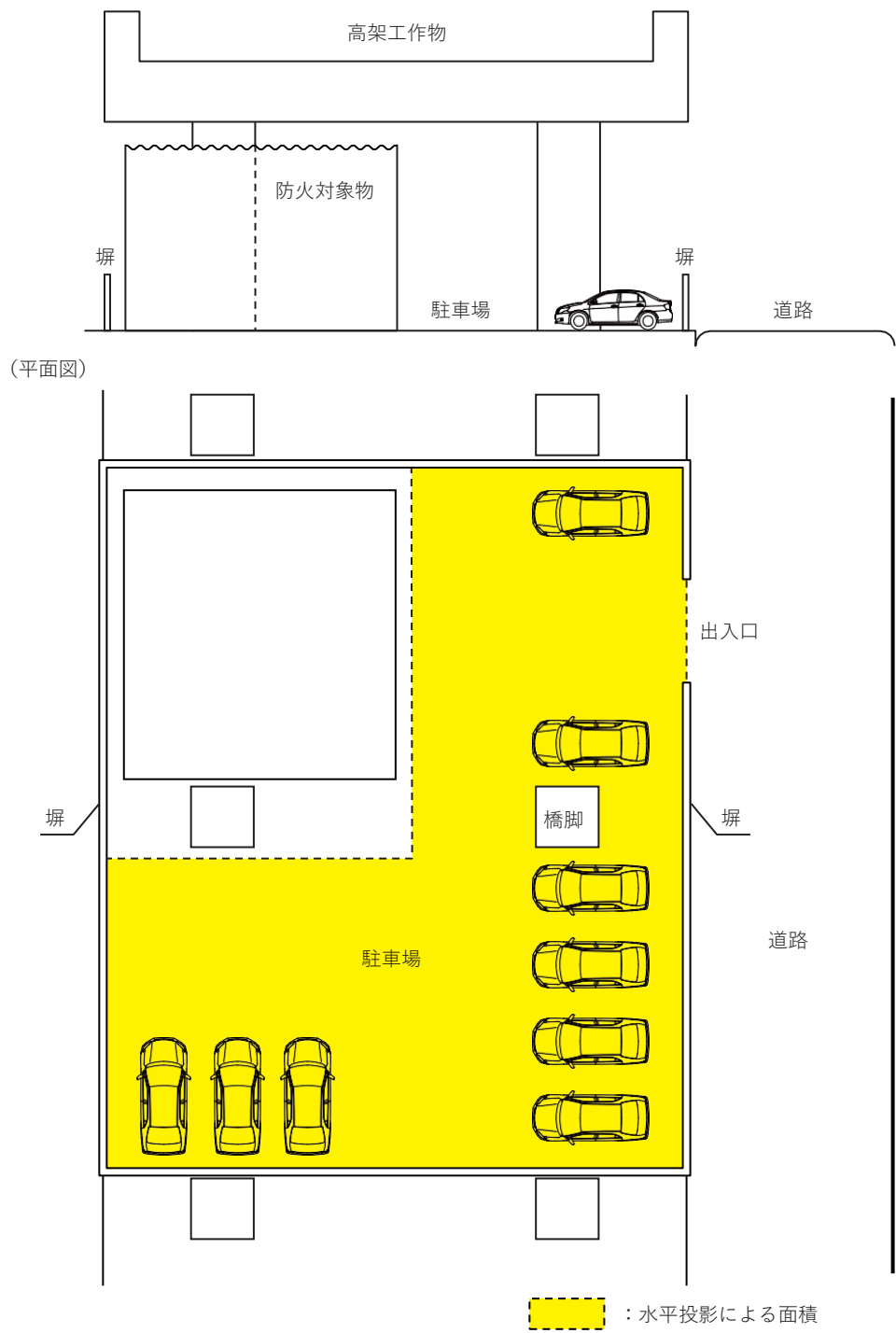


第3-32 図



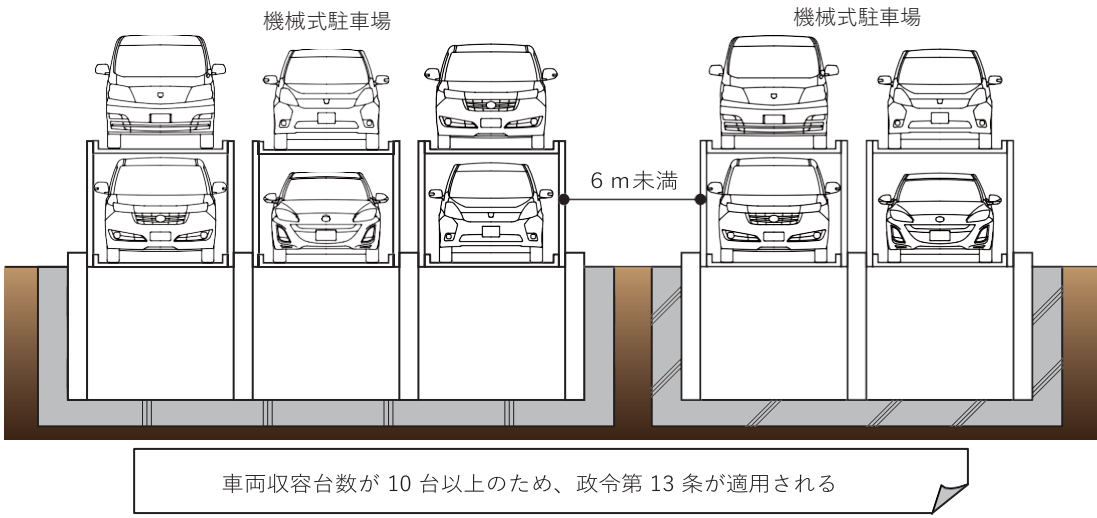
第3-33 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

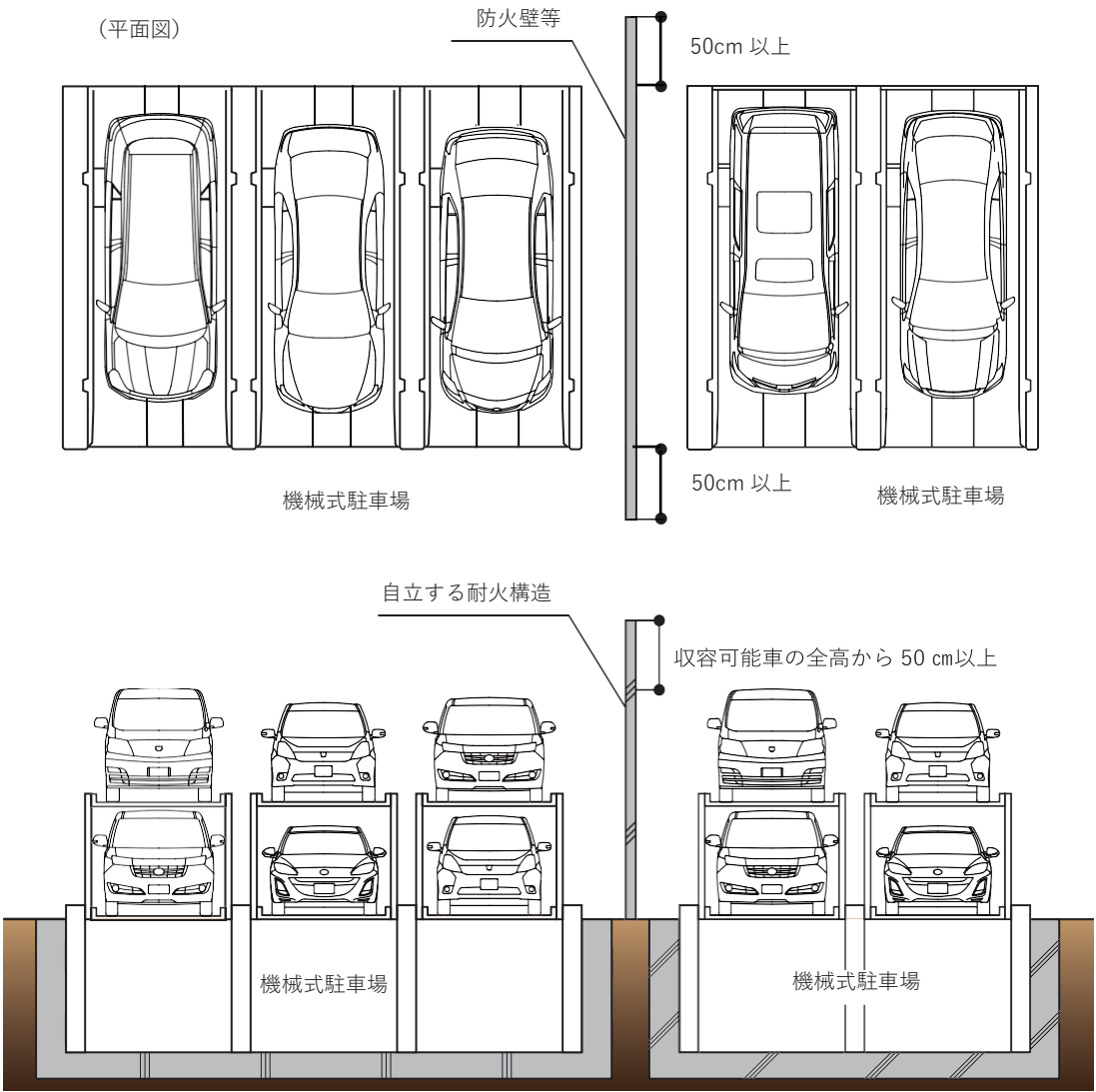


第 3-34 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

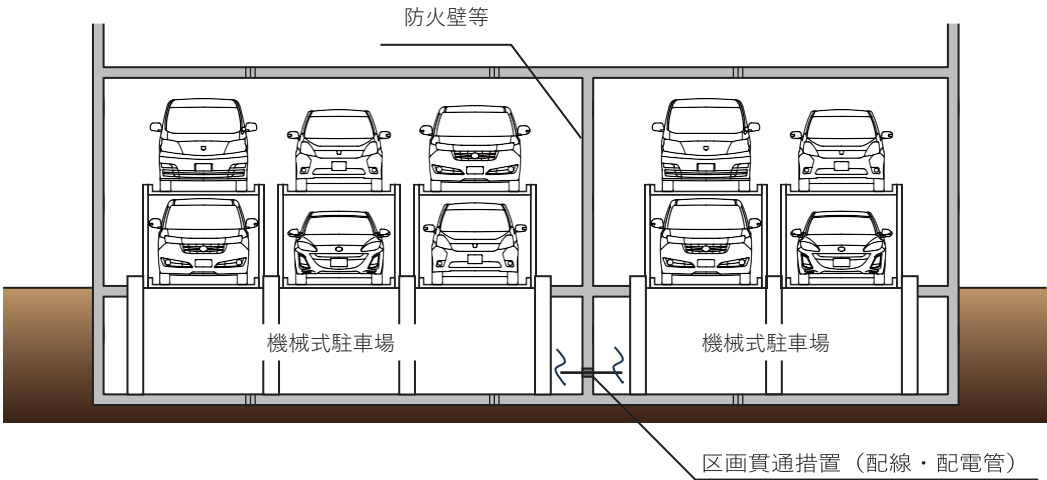


第 3-35 図

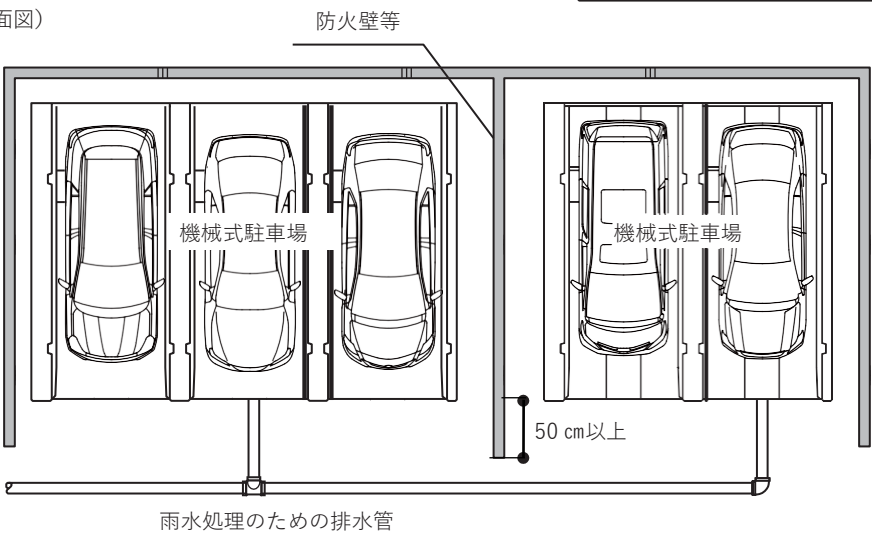


第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

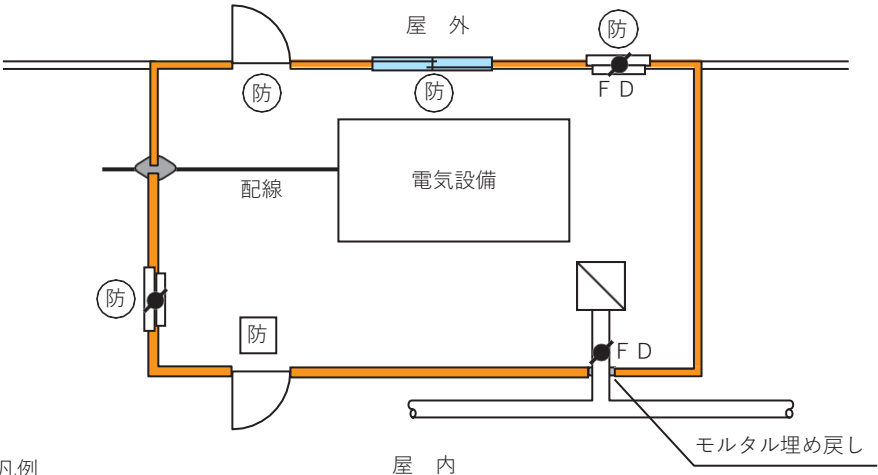
(防火対象物内に収納される場合)



(平面図)



第 3-36 図



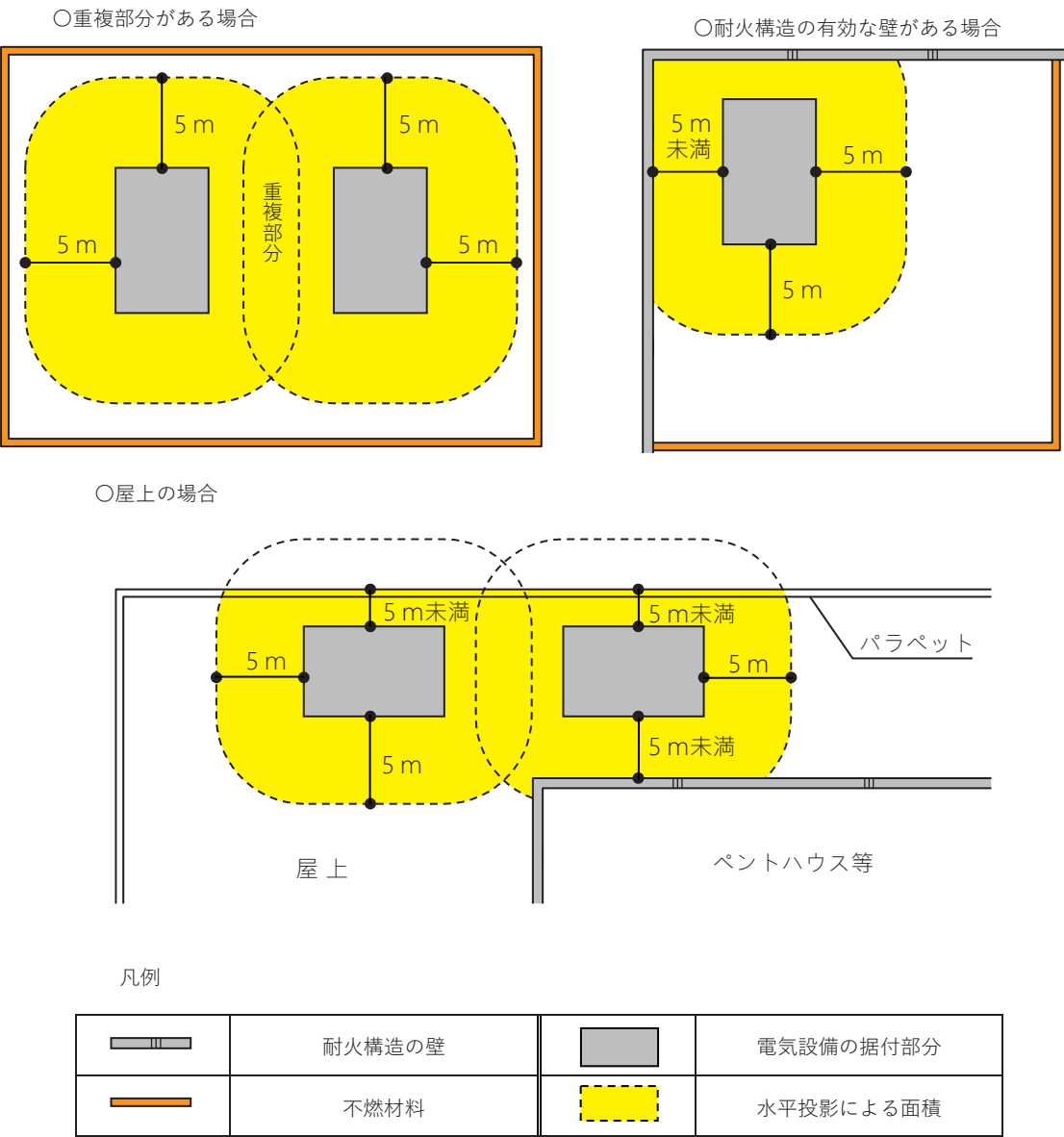
凡例

屋 内

	不燃材料		モルタル埋め戻し		常時閉鎖式防火
	防火設備		防火ダンパー		制気口
	ガラリ				

第 3-37 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

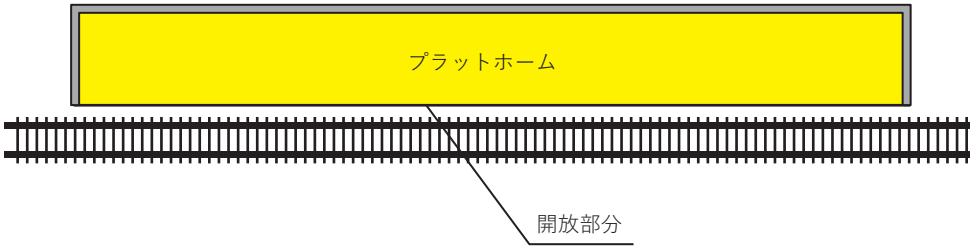


床面積の判定は、 (据付部分) と (水平投影による部分) の合計
(重複合計は、加算しない)

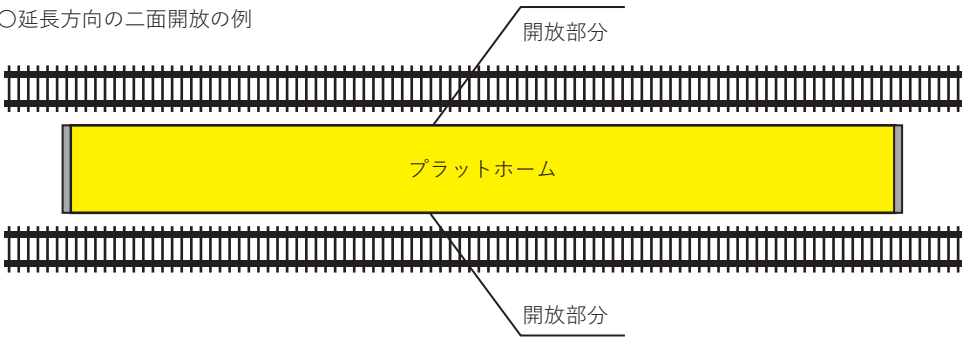
第 3-38 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

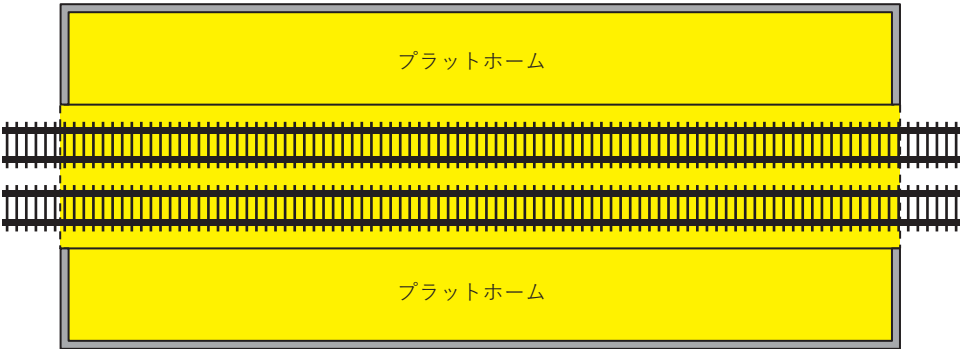
○延長方向の一面開放の例



○延長方向の二面開放の例



○ () 書きにより床面積に算入される場合の例

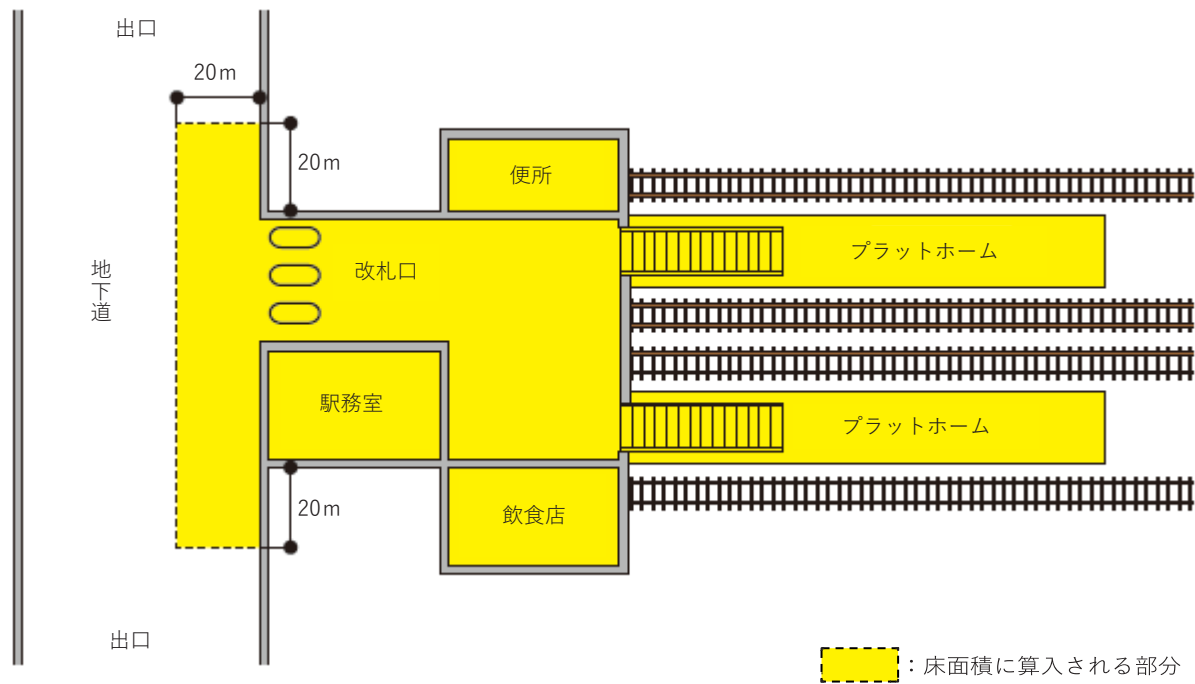


凡例

	屋根が架かっている部分軌
	道部分
	非開放部分

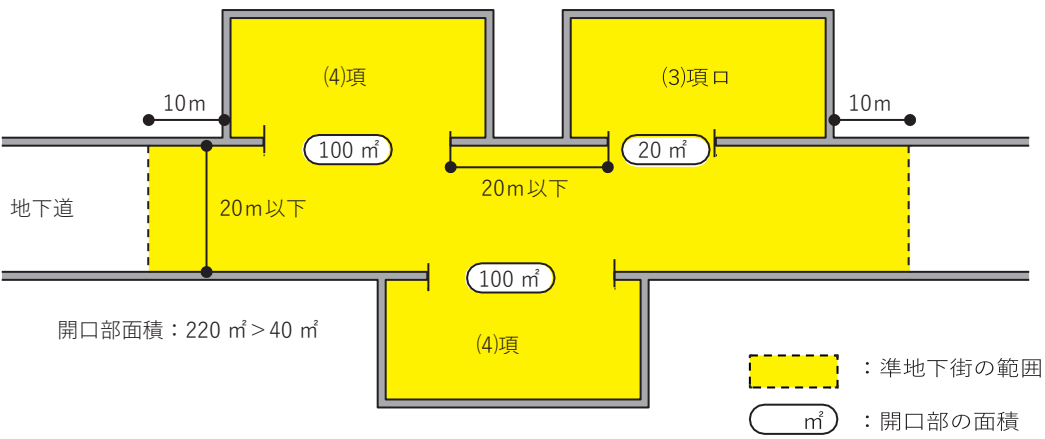
第3-39 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



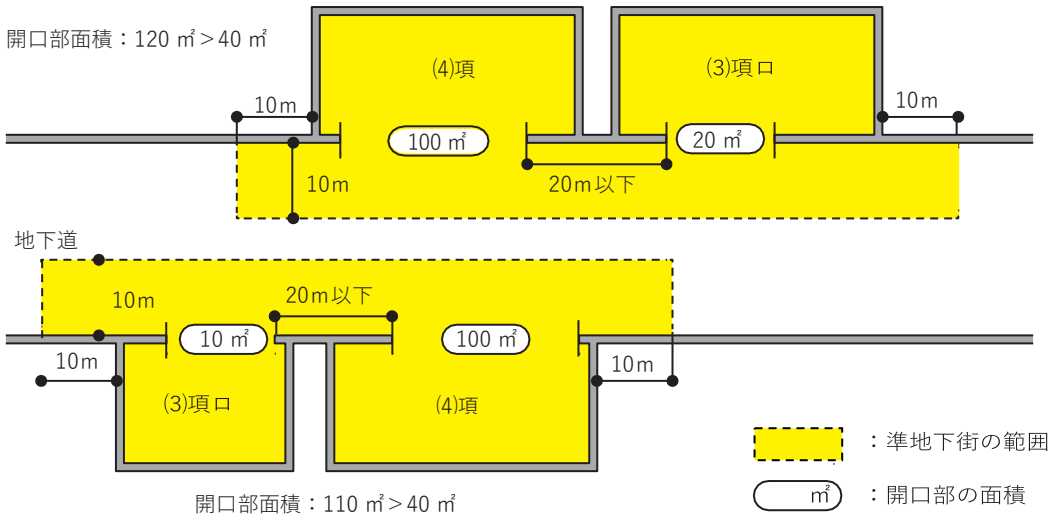
第 3 -40 図

(地下道の幅員が 20m 以下の場合)

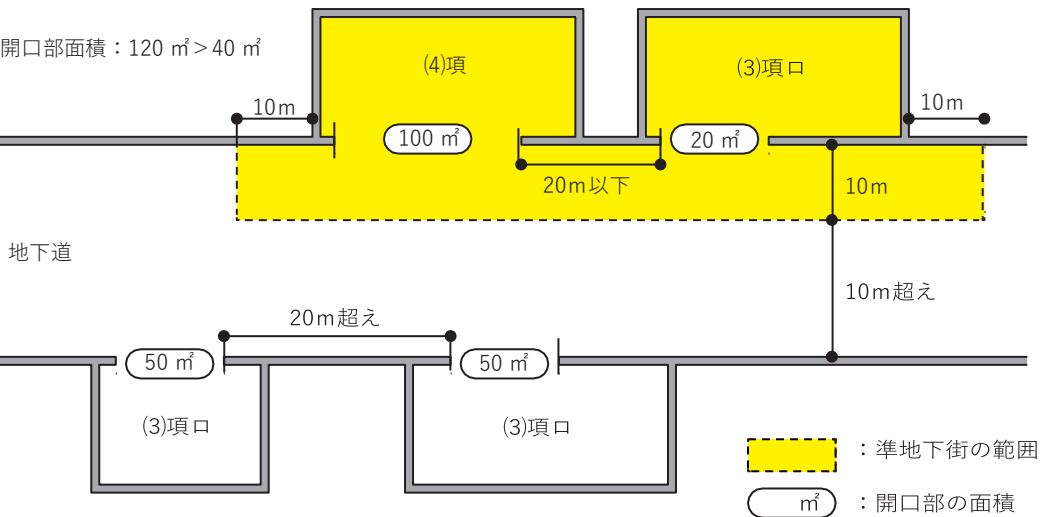


第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

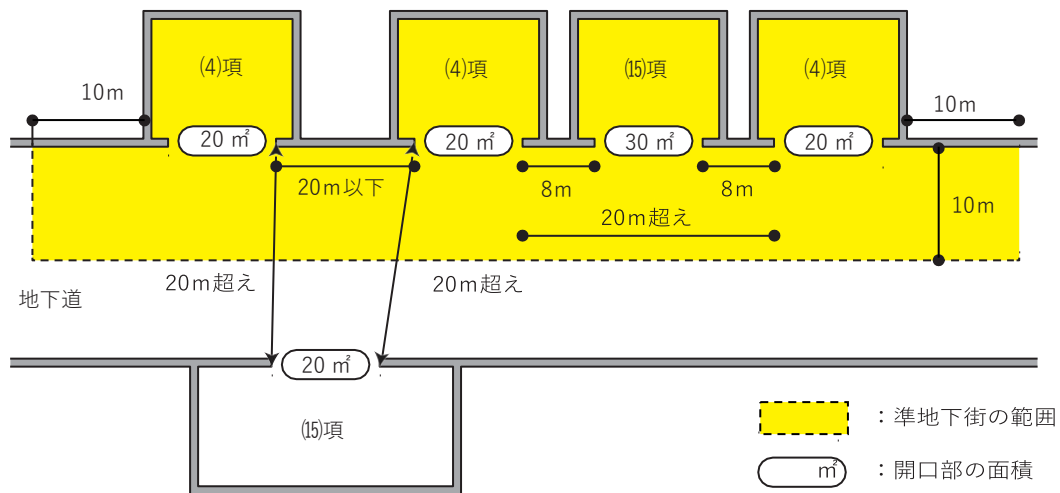
(地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合)



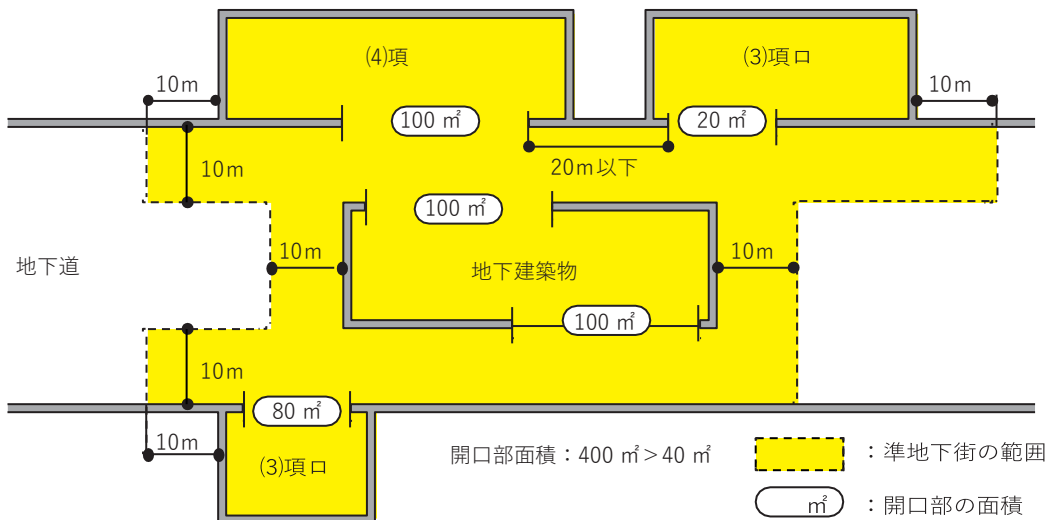
(地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合)



(地下道の幅員が 20m 以下の場合)

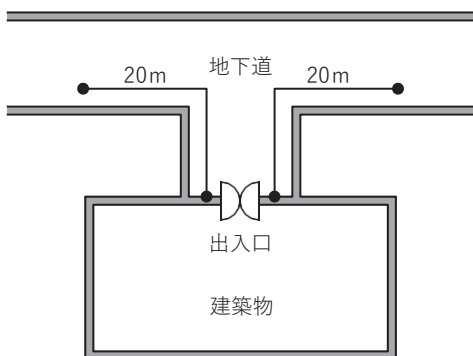


(地下道に地下建設物が存在する場合)

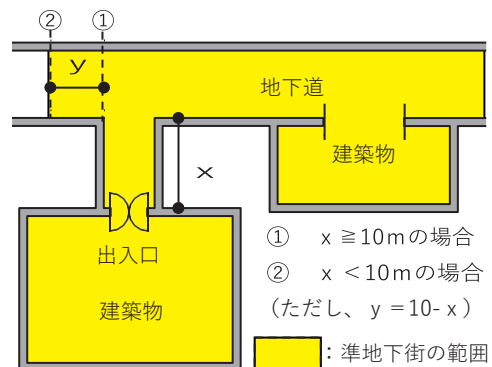


(地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合)

○20m の距離の取り方

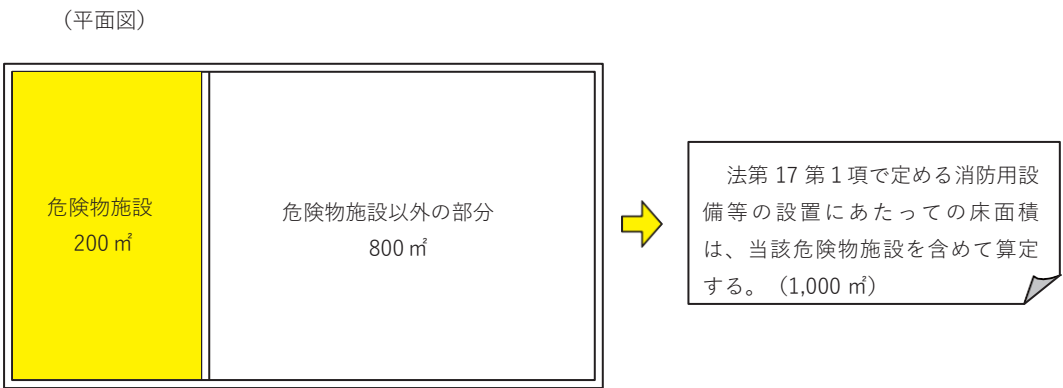


○準地下街の範囲の考え方

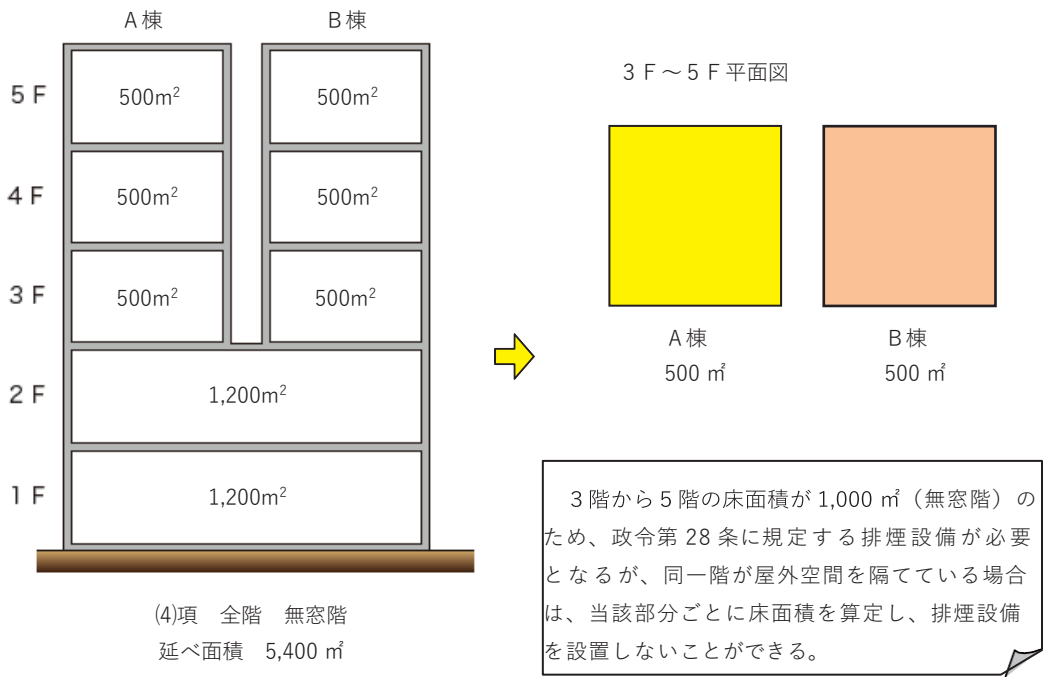


第3-41 図

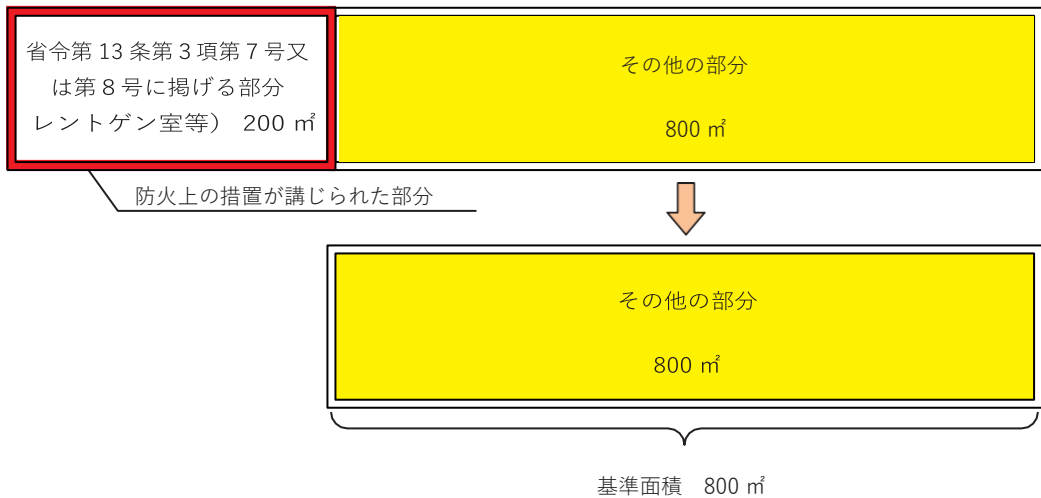
第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



第 3 -42 図

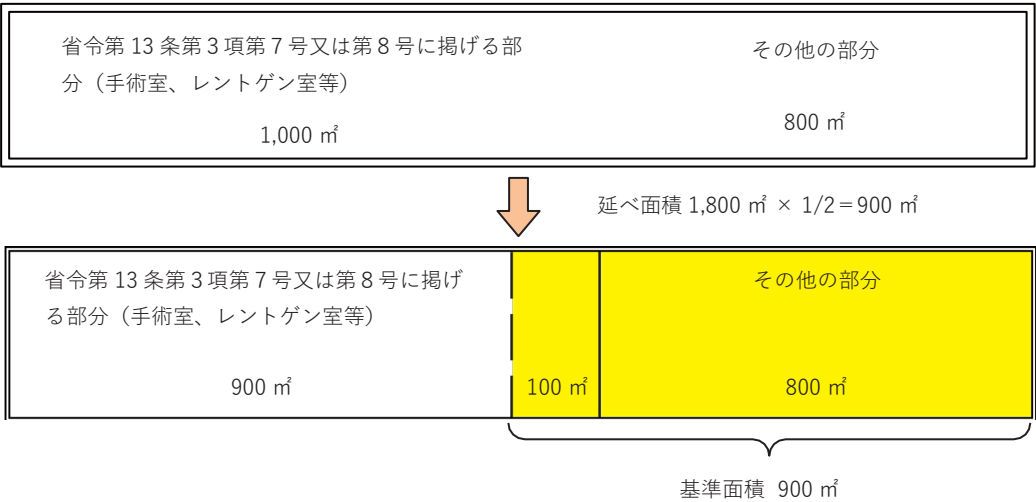


第 3 -43 図

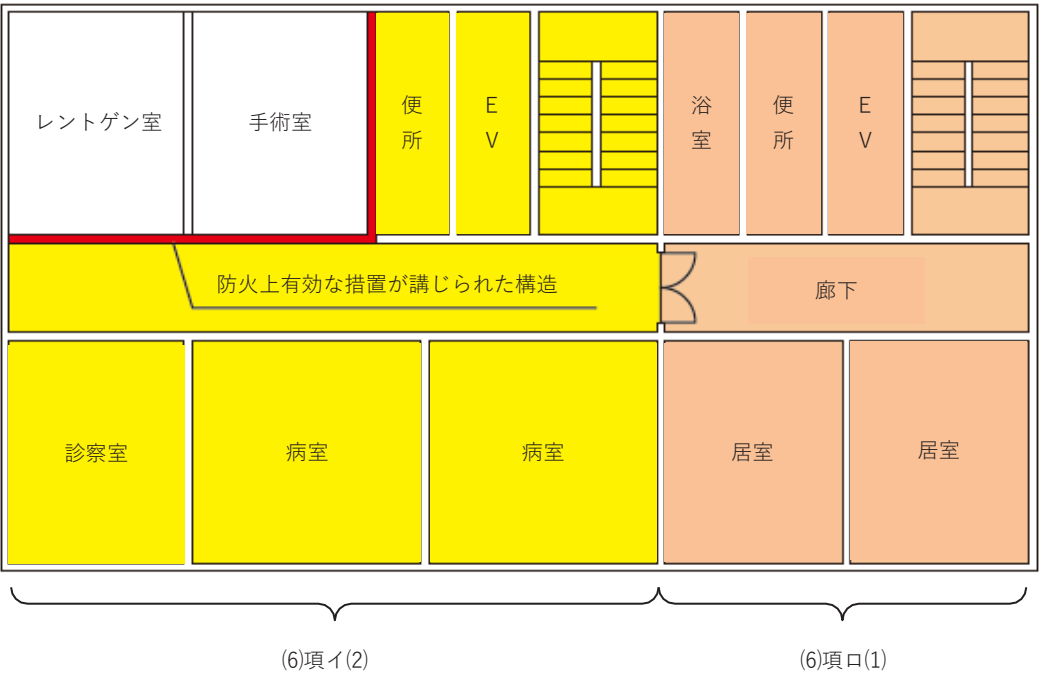


第 3 -44 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



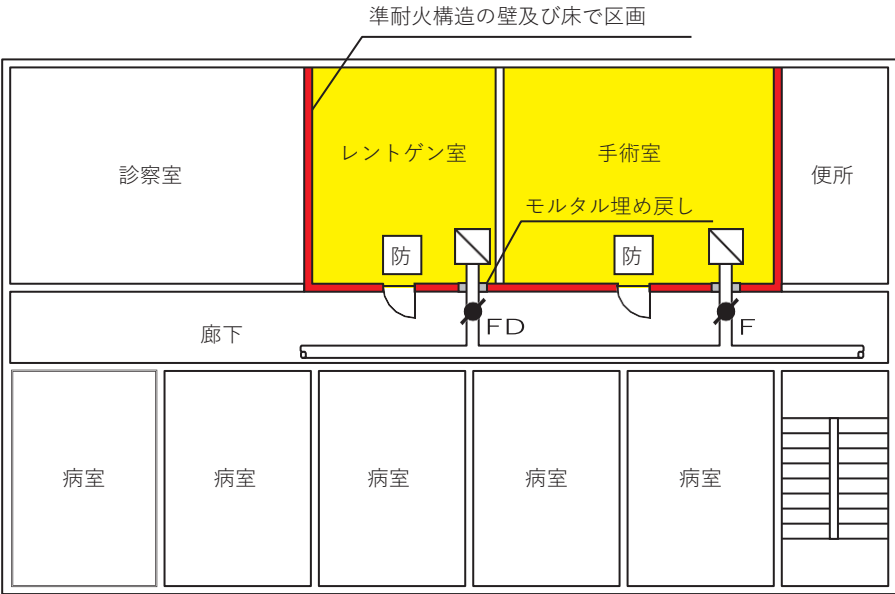
第3-45図



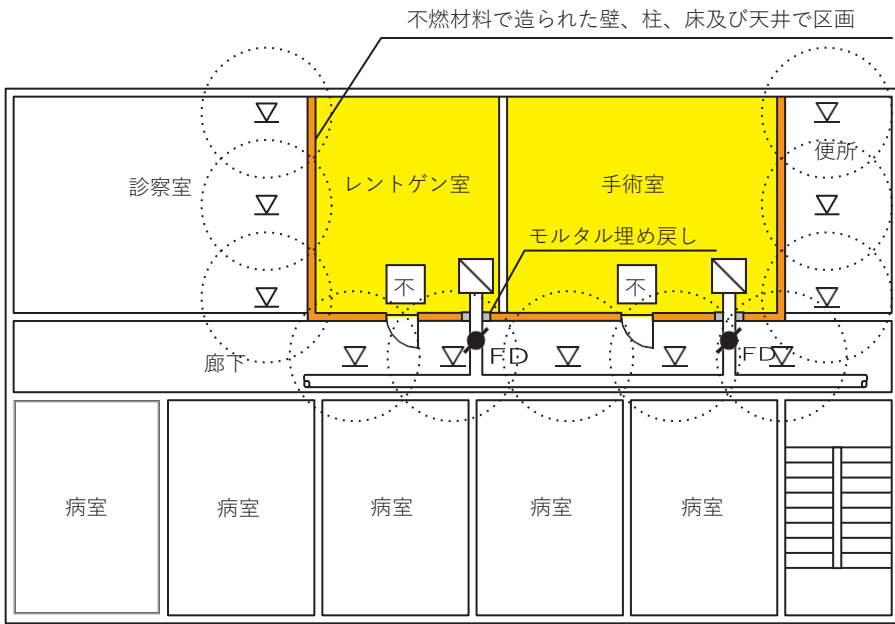
(6)項イ(2)及び(6)項ロ口(1)の基準面積が各々 1,000 m²未満であれば、それぞれの用途に供される部分に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。

第3-46図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



(不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例)



凡例

▽	水道連結型ヘッド
防	防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）
不	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
FD	防火ダンパー

第 3 - 47 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合の例)

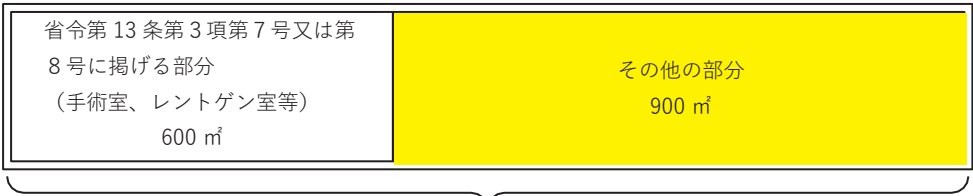
(例1) (6)項口(1) 《無窓階》 [その他の構造]



基準面積 1,000 m²未満であるが、政令第 11 条第 1 項第 6 号の規定（無窓階で、床面積が 150 m²以上の (6)項口に掲げる防火対象物）に該当するため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

(例2)

(6)項イ(2) 《無窓階以外の階》 [準耐火構造（内装制限 有）]



延べ面積 1,500 m²

基準面積と省令第 13 条第 3 項第 7 号又は第 8 号に掲げる部分の床面積の合計を加算した数値が 500 m²であり、政令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する 2 倍（1,400 m²）以上となるため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

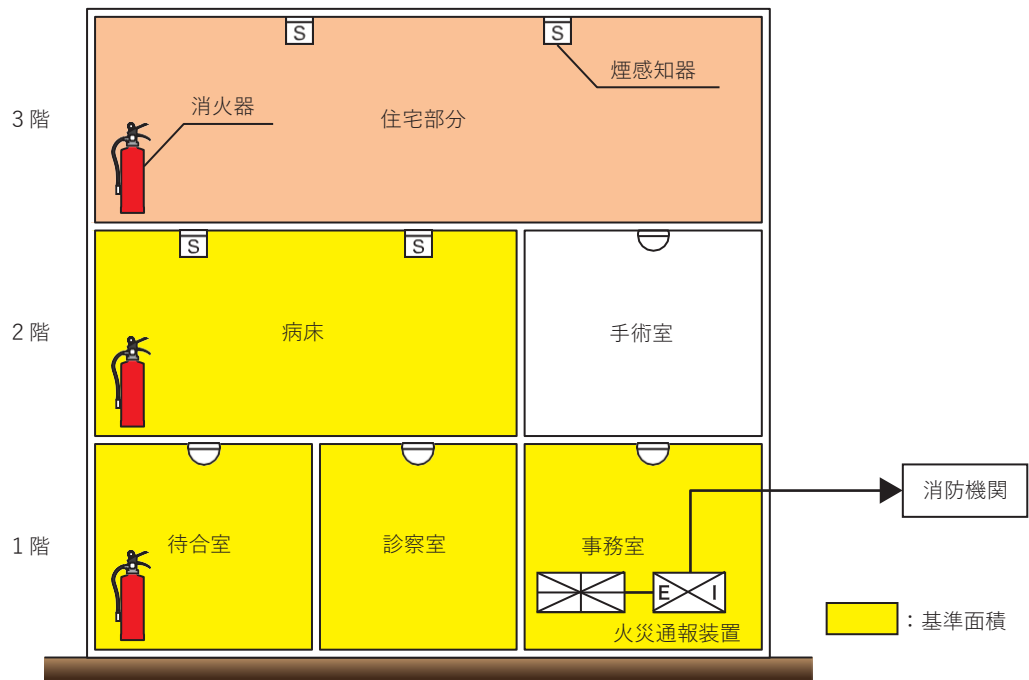
第 3 -48 図



$B \text{ m}^2 < 1,000 \text{ m}^2$ ➡ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。
ただし、 $A + B < 2,000 \text{ m}^2$

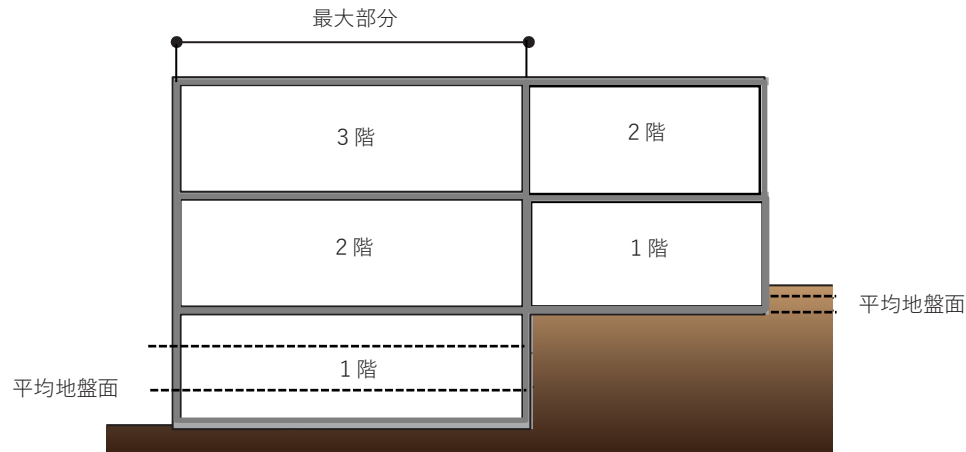
第 3 -49 図

第2章 防火対象物
第3 建築物の床面積及び階の取り扱い



(注) 住宅部分と非住宅部分が同一階の場合は、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に常時閉鎖式等の防火戸が設けられていること。

第 3-50 図



第 3-51 図